

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第15号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 日程により、議第15号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） おはようございます。

それでは、議第15号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の10ページをお開き願います。

下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙11ページ、12ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、昨年平成19年5月16日に公布され、同年8月1日から施行されたことに伴い、育児休業をした職員の職務復帰後における給与の号給調整の取り扱いについて見直し、あわせて所要の改正を行おうとするものでございます。

ご承知のとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための法的環境整備としまして平成3年12月に制定され、この法整備によりまして民間及び公務労働者の育児休業に関する法制化が整いました。さらに、その後、時代の要請に応じまして制度の充実・強化が図られてきたところでございます。

本市におきましては、平成4年3月に育児休業条例を制定して同年4月から施行し、都合5回の改正を経て今日に至っておりますが、今回の条例改正は職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、育児休業を取得した職員に対する経済的援助のあり方について、育児休業をした職員が人事管理や昇給・昇格等において不利な取り扱いを受けることが

ないように配慮するものでございまして、とりわけ育児休業をした職員の職務復帰後における給料の格付に対して調整の改善を行い、育児休業をしやすい環境をつくることにより、少子化対策にも資するというものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。本議案の説明資料は29ページから34ページまでとなります。お手数ですが、29ページ、30ページをお開きください。

見開き左側の29ページは改正前、右側30ページは改正後でございます。アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。以後のページにおきましても同様でございます。

まず、第1条の趣旨規定におきましては、法律の一部改正による条ずれ、条項の繰り下げに伴い、所要の措置を講ずるものでございまして、「第6条の2」を「第7条」に、「第7条」を「第8条」に、「第9条第1項及び第2項」を「第19条1項及び第2項」に改めるものでございます。

また、第5条第2項の次に「（育児休業法第19条第3項において準用する場合を含む。）」を加えた理由でございますが、部分休業に関し、地方公務員育児休業法第19条に規定する部分休業の承認が効力を失う場合の取り扱いについては、地方公務員育児休業法第5条第2項の、育児休業の承認の失効に関する規定を準用することを明確に定めたものでございます。なお、「並びに同法を実施するため」の文言につきましては、条文の言い回し整備のために削ることとしたものでございます。

第2条第6号の改正は、「職員のほか、」の次に、主語を明確にするため「職員が」を加え、また「職員以外」の表記では、職員を特定できないため「当該職員以外」に改めるものでございます。

第3条は、再度の育児休業を取得することができる特別の事情を規定しているものでございます。これは、地方公務員育児休業法第2条ただし書きにより、育児休業は当該子供について既に育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別な事情があるときを除いて、再度の育児休業を取得できない旨定められているため、条例第3条におきまして、特別の事情を定めているものでございます。

改正の内容でございますが、第3条第1号中の「又は出産したことにより、」を選択的接続詞等の見直しによりまして「若しくは出産したことにより」に改め、また、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加えて主格を明確にしたものでございます。

第3条第3号は全部改めでございます、これは再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加でございます。育児休業の承認が職員の負傷、疾病等の理由により、育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより、育児休業の承認を取り消された職員が再び育児できる状態に回復した場合には、再度の育児休業を取得することができる旨を定めたものでございます。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に新たに第4号を加えるものでございます。これは、育児休業終了後に、当該育児休業をした職員の配偶者が3カ月以上の期間にわたり当該子供を育児休業等により養育したときは、育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限り、再度の育児休業を取得することができる旨を定めたものでございます。

第5条の改正は、第1号中の「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」というわかりやすい表現に改め、また「職員」を「当該職員」と表記して特定できるように改めるものです。

第5条の2は見出しを「（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）」に改め、見出しで条文の内容がわかりやすいように改めたものでございます。

第5条の3も同様の理由により、見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改めるものでございます。

第6条は、「育児休業をした職員の職務復帰後における給料の号給調整に関する規定」でございます、改正前の規定では職務復帰後における給与の調整は、育児休業をした期間の2分の1を引き続き勤務したものとみなして、職務復帰の日またはその日から1年以内の昇給時期に、昇給の場合に準じて給料月額を調整し、または昇給期間の短縮をすることができることとなっておりましたが、改正後におきましては育児休業を取得した場合であっても、そのことによって給与処遇等の面で不利益が働かないように改めるものでございまして、育児休業をした職員が職務に復帰した場合においては、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算していた期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じて当該職員の号給の調整を行うことができるというものでございます。

なお、ここで号給調整につきまして、「100分の100以下の換算率」という表現を使っておりますが、実務上は、100分の95とか100分の90といったような100分の100を下回る換算率での取り扱いは想定しておりません。なぜならば、その理由は地方公務員育児休業法第7条におきまして、職務復帰後における給与等の取り扱いについては、国の取り扱いを基準として行う旨規定されておきまして、国におきましては100分の100で処理しているからござい

す。

続きまして、第7条各号列記以外の部分の改正でございます。法律の一部改正に伴う条ずれ、条項の移動に伴い、「第9条第1項」を「第19条第1項」に改めるものでございます。

第7条第3号は表記の整備でございます、「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、また「職員以外」を「当該職員以外」に改めるものでございます。

第8条は部分休業に関する規定でございます。まず見出しにつきましては、第9条及び第10条との共通の見出しとなっておりますので、第8条の前の見出しという改正文によりまして、「（部分休業）」を単独見出しの「（部分休業の承認）」に改め、また、第1項について現行条例上は1日を通じて2時間を超えない範囲内であれば、30分単位で公務に支障のない範囲内で1日の勤務時間の一部を勤務したいという部分休業を取得でき、さらに特別休暇でございます授乳等のための休暇をあわせて取得している場合には、当該時間を部分休業の時間から減じることができるというものでございますが、改正後の条文は2項建てといたしまして、第1項において「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。」に改めて、育児休業を1日の勤務時間の途中でとることによる業務への支障を極力抑制するような対応を図るものでございます。

また、第2項は授乳等のための特別休暇を承認されている職員の場合には、1日につき2時間から当該授乳等のための特別休暇の時間を超えない範囲内で、部分休業の承認を行うものとするという規定でございます。具体的には、部分休業の承認は、1日2時間を限度とし、授乳等のための特別休暇を、例えば30分承認されている場合には、当該特別休暇の30分を減じた時間を超えない範囲内、つまり1時間30分の範囲内で部分休業の承認を行うものとするという規定でございます。

第9条及び第10条は、それぞれ条文の内容に応じて見出しを付するものでございます。

それでは、議案件名簿の12ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1項の施行期日は、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

附則第2項は、育児休業条例の一部改正に伴う経過措置でございます。改正後の条例第6条、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整については、育児休業をした職員が改正育児休業法の施行日である平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合に適用し、同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお、従前の例により号給調整は2分の1で行うというものでございます。

附則第3項は、平成19年8月1日を基準日とし、その前後を通じて育児休業をしている職員に対する経過措置でございまして、平成19年8月1日に現に育児休業をしている職員が8月1日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第6条の規定の適用については、改正後の条例第6条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。」というものでございます。

以上、大変雑駁な説明で恐縮ですが、議第15号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません、議員になって初めて育児休業という言葉、議案の中で出会いましたので、育児休業そのものの内容がよくわかりませんので、そこら辺からまずいろいろ教えていただきたいと思えますけれども、育児休業というのは、一般的に言われている産休と一緒にことなんですか。具体的には、今まで下田市においてはどのような形でなされてきたのか、何人ぐらいの方が毎年そういう育児休業を適用されてきたのか、期間だとか、その間の給与ですか、どういうふうな形になっていたのかというふうなことをわかりやすくできたら教えていただきたいんです。

それとまた、今回法改正になったと言いますけれども、その法改正の趣旨というんですか目的というんですか、何が主な目的なのか、それによって職員がどのようにメリット、デメリットといったはあれなんですけれども、給与の面だとか待遇の面でどういうふうな、これまでとどういうふうに変わってきたのかというふうなことを、2点目としてお願いします。

3点目、今回は地方公務員の職員の育児休業についてのものなんですけれども、民間はどんなふうになっているのか、そこら辺のことは、特に下田市に働いている給与所得者たちはどんなふうな、育児休暇とかというのはどういうふうな形でなされているのか、なされていないのか、そこら辺はどのように把握しているのか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 育児休業という用語をまだ耳なれないということでございますけれども、これは、要するに育児をしている職業人、この方たちが職業生活と家庭生活の両立

を図ることができるように法的な面できちんと整備して、少子化対策あるいは労働力の確保、そういったところで資するというような意味合いを持っております。

それで、産前産後の休暇との違いということでございますけれども、産前産後における休暇につきましては、特別休暇という取り扱いで有給休暇でございます。この育児休業については、これを承認されますとその間は無給でございます。そういった法的な取り扱いの違いがございます。

また、これまで何人ぐらいの方が育児休業を取得してきているのかということでございますけれども、この育児休業条例は平成4年に制定しておりますが、それ以前には育児休業に係る給与等に関する条例という条例がございました。この条例を廃止して育児休業条例を制定したものでございますが、育児休業条例の前の条例によりますと13人、育児休業条例が制定されてから54人、合計67人が育児休業を取得しております。この取得者はすべて女性の職員になっているところでございます。

この法改正の趣旨ということでございますけれども、先ほどの説明の中にも触れさせていただきましたが、育児休業をとることによって、給与あるいは人事管理上の不利益を与えてはならないという、そういった大きな目的がございます。この背景には、現在国策として取り上げられております少子化対策、要するに子供を育てるために育児休業を取得しても、それが職業生活に不利益ではね返ってくるものでありますと、その辺で出産についてもさまざまなコントロールが行われかねないといったような危惧がございます。そういったものをなくすために、法的にきちんと整備しようというのが一定の趣旨でございます。

また、この育児休業の条例改正によって職員の給与面での改善ということでございますけれども、例えばこれまでは、本来であれば勤務する日数の2分の1しかみなし勤務してないわけございまして、例えば給与構造の改革がありまして、今、1級で4号になっておりますけれども、4号上がる職員がこの2分の1の除算によって2号とか、あるいは1号しか上がれないというぐあいになっておりました。ところが、この条例改正によりまして、その本来勤務すべき日数のすべてを育児休業を取得したとしても、勤務をしていたものとみなしますので、通常の号給のアップ、例えば4号であれば4号そのまま昇給できると、そういうような給与面での改善が図られることとなります。

また、民間事業所等における法体系でございますけれども、この育児休業に関する法整備につきましては、育児休業法という法律がありまして、これは民間労働者に対する法律でございます。それから、国家公務員に対する育児休業に関する法律というのがございまして、

国家公務員への育児休業の内容を整備してあります。また、地方公務員の育児休業法がございまして、大きくこの3本立てで育児休業に関する法律が整備されているわけでございます。

また、民間のこの育児休業に関する取得の問題でございますけれども、大企業におきましては、かなりきちんとした整備が行われ体制がつくられているところでございます。ご承知のように男女共同参画という観点から、男性社員も育児休業を取得する例も増えつつあります。ただ、残念ながら中小・零細事業所におきましては、正規職員としての雇用を確保した中で、育児休業を取得するということが非常にできにくい実態がございます。これはやはり何とかご理解をいただきながら、労働者が同じような利益を享受できるような体制づくりに努めていくことができるように、行政としても力を尽くしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 大分わかりやすかったですけれども、補足して質問しますけれども、産前産後の休暇というのは、それは有給休暇であるというふうなことです。育児休業は、これは無給であると。産前産後のときに有給休暇であるということは、それなりにそのときにもある程度給与が与えられるということなのかどうなのか。

それと、産前産後も含めて期間はどのくらい、普通6カ月だとか前後5カ月だとか産休なんかは言われていますけれども、育児休業というのはどのくらいの期間までとれるのか、それも決まっているのかどうなのかということをお教えしてもらいたいですけれども。

それと、今まではほとんど64人のうちすべてが女性であったということですが、この条例だと男も女も書いていないですから、これは子の親という質問を男性とも女性とも書いてないんですけれども、これは職員の場合でもどちらでもとれるということなんですか、育児休暇というのは、この条例の中においても。それだけちょっとお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 産前産後の特別休暇、それから育児休業、期間につきましては、産前産後につきましては前後8週取得できる形になっております。育児休業につきましては、法律の改正前は3歳までしか育児休業は認められていなかったんですが、この法律改正によりまして、小学校の就学時まで育児休業が取得できるようになっております。それから、期間につきましては3年間を限度として育児休業が取得できる形になっております。

また、男性、女性、育児休業の取得の状況でございますけれども、今、いろいろ社会的に

男性、女性の職場の進出、特に女性の企業進出というのが盛んに増えておりますけれども、男性の育児休業の取得率というのは極めて低いということが課題となっております。男性であっても積極的に育児休業を取得するような、そういった働きかけをする必要があるのではないかというご意見が出ております。下田市役所も先ほど申し上げましたように、これまで育児休業を男性職員が取得した例はございませんけれども、今後そういうことも考えられなくはないというふうに判断しております。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） そうすると、育児休業というのは、小学校就学時までという6年間ぐらいはずっとその期間、休職扱いになるというようなことなんでしょうか。それとあと、普通民間企業なんかでも、子供ができると退社するというようなことがあるんですけども、これ、64名の方が今まで育児休暇をとっていらっしゃるというようなことですけども、ほとんど下田市の公務員の方で出産した方は、ほとんどそのまま復職しているというふうなことですか。それとも出産と同時に退職した人もこれ以外にかなりあるということなんでしょうか。そこら辺のところもちょっと最後にお聞きしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 先ほどちょっと説明不足で申しわけございませんでしたけれども、これまでは3歳に満たない子が育児休業の対象となっていたところでございますけれども、法律改正によりまして小学校就学の始期に達するまでの子ということで、年齢が拡大されております。

それで、この育児休業を取得することによって、取得する職員と取得しない職員として、退職された職員があるのかどうかというご質問でございますけれども、過去の例を散見いたしますと、退職された職員という例もございます。現在、職員の平成19年4月1日現在でございますけれども、273人職員が在籍しておりまして、そのうち女性職員が109人、39.9、40%でございます。うち、ちょっと選別して非常に申しわけないんですけども、40歳未満の方は51人で18.7%いらっしゃいますけれども、大体の職員が育児休業を取得する傾向になっておりまして、最近の状況を申し上げますと、この1月1日に2人が育児休業から職務復帰しておりまして、現在4人の職員が育児休業を取得中でございます。うち1人が3月31日をもって期間が切れまして、4月1日から職務復帰すると、そういう状況になっているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 少子・高齢化対策として、また家庭人、職業人にこの制度が大変有効の制度であるというぐあいに思いますが、改正することによってより一層使いやすくなった点はどの点かと、それから使いにくくなった点はどの点かということであります。

そういう観点から見ますと、第 8 条の部分休業、これは子育てのために 2 時間以内であればどの時間帯であろうと自由にとれたと。この部分が仕事の始めと終わりだと。こういうことになりますと、ここの部分は後退をしているのではないかと、使い勝手が悪くなっているのではないかと。仕事の職場のことが重視されて、子育てのほうが重視されていないという判断ができやしないかと。やはり元のままの部分にしておいたほうが、この部分はよかろうと、こう思うわけですが、どういいう見解かということであります。

それから、第 5 条の育児休業の承認の取消事由というところでございますが、育児休業、病気をしている子を当該職員以外の者が育児できるようになった場合は取り消すと、こういう規定ですが、この当該子の親が常態として養育ができることとなったときというのは、具体的には何を指して、どういう形で、だれが判断するのかということであります。運用部分になりますけれども、実態としてこの運用をどのように進めようとしているのかという点が 2 点目でございます。

それから、2 分の 1 の勤務していたと見られたものが 100 分の 100、育児休業中については給料は無給であるけれども、役所に勤めていたと同じようにみなして、復帰したときはそこに給料を格付けますよと、こういうことでございますけれども、人はやはり給与だけで働いているわけではないと。働きがいというのが当然職員としてあると思うわけですね。そうしますと、その人のポストといいますか、当然、そういうものがどう配慮されるのかと。給与だけではなくて、終わった後職場へ帰ってきた方の、もとへ戻って一生懸命市民のために頑張るといふ、そういうポストがどう保障されるのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

これは一つの法律としてやられているわけですので、市役所の職場だけこういうものがやられればよいということではなくて、むしろ市内の事業所やいろんなところに市の行政としても育児休業法の実施を求めていくと、その手本となると。こういう姿勢が当然必要かと思うわけですが、そういうものの働きかけといいますか、そういうものは広報を通じて

等々やられる考えがあるのかどうなのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） ご質問の、まず改正によって使いやすくなった点、それから使いにくくなった点ということでございますけれども、まず改正によって改善されている大きな点は、育児休業を取得している期間中、すべてみなし勤務ということで、職務復帰後の給与格差が解消される。これによって、当然将来受給するであろう年金等にも、多少なりともいい意味での影響が出てくるということがございます。

あと、部分休業につきましては、当然これまで勤務時間中の一部について2時間を限度として認められていたものが、職務の始め・終わりという形になったわけですがけれども、これは後退ということではなくて、職務への支障、あるいは取得する職員が逆に取得しやすい環境をつくっていくと。勤務時間の一部を取得することができるということじゃなくて、始めと終わりという形で明確にこれを示すことによって、より遠慮することなく取得をすることができるようになるというようなメリットが生まれてくるというふうに考えております。

また、使いにくい点につきましては、この条例の中にも定めてありますように、部内の他の職員との均衡を勘案してという内容になっております。ということは、ある意味、こういう言い方は大変不適切かとは思いますが、例えば育児休業をした職員が職務復帰後において丸々勤務をしていたものとみなすということに対して、ある一定の評価という中で、それはおかしいのではないかという声が生まれてこないとも限りません。そういうマイナスの作用が働くような面も考えられないことはありませんけれども、ただ、先ほどご説明の中でも申し上げておりますように、これは国策、国全体の少子化対策への強い流れをつくる一つの方法として、こういう法改正あるいは条例改正を行うものという認識を皆さんに周知していただくということの働きかけが、これから重要になってくるのではないかというふうに考えております。

また、第8条の部分休業の問題につきましては、先ほど申し上げましたように後退ではなくて、逆にこういった始め・終わりという形できっちり明確にすることによって、今まで勤務時間の一部ということでなかなか遠慮してとれない場面も出てこないとも限らないというものが、ある程度業務に支障がない形ということで明確に位置づけられたということで、取得しやすくなるというそういった利点が生まれてくるのではないかというふうに考えています。

また、第5条の承認を取り消されて後、再度の育児休業の承認の判断をどうするのかとい

うことでございますけれども、育児休業の承認を取り消される事由が、その子供さんを常態として養育していくことが継続できない状態になったとき。これは条文の中にもございますように、疾病とか障害とか、あるいは身体上の疾患、あるいは精神上の疾患というものが考えられます。こういったものが専門的な見地からすべて解消されて養育できる状態に回復したという専門的な所見が出てくれば、これは認めていこうと、そういうものでございます。ですから、例えば具体的には医者の方のそういったような診断とか、あるいは労働安全衛生委員会がございまして、そういった中での審査とか、安全衛生のお医者さんの判断とか、そういったものが考えられるというふうに思います。

それから、2分の1の除算が100分の100という形になったということですが、職員は給料だけで働いているのではないと。確かにそのとおりでございますが、我々職員は全体の奉仕者として国民の公共の福祉の向上を目指して、日夜努力をしているわけでございます。給与処遇についても非常に大事なものでございますけれども、そればかりで我々は働いているものではない、ほかに使命感を持って働いているというふうに認識しております。

ただ、その働きがいを考えるべき、職務復帰した職員の働きがいを考えるべきということでございますけれども、現実、今受け入れる体制でございますが、先ほど申し上げましたようにこの1月職場復帰している職員もございまして、何ら育児休業前と変わることなく、短期間で職場にもう職場になじんで支障のないような業務遂行をしている状態でございます。またそれを受け入れる土壌もこの下田市役所にはあるということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

市内労働者あるいは市内の事業所への、この育児休業の理解を深めていく必要がある。要するに行政下田市役所がそういったような影響力を行使していくべきであるというような趣旨のご質問かと思っておりますけれども、この辺については労働行政と十分連携を図りながら、理解の浸透を深めてまいり努力をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 部分休業の承認のところはちょっと見解が違うんじゃないかというぐあいには思いますが、実態として部分休業の実施があったかどうか、今までの経験ですね、ということをお尋ねをしたいと思います。

それから、少なくともやはり農協、漁協、団体職員と言われる人たちの職場には、きっちりご指導をいただきたいんじゃないかというぐあいには思いますが、いかがなものかと

いう点と、それから、やはり大きな企業では、都会では男性もこの休業をとるという実態が出てきていようかと思えます。男女参画の事務局も持って奮闘されているところだと思えますので、ぜひともそういう意味では市役所の男性職員が、恐らく係長クラスの人までぐらいは、皆さんはもう終わっていると思うんですけれども、子育て最中という人もいるんじゃないかと思うわけですが、やはり、これを利用するというような便宜を図っていただきたいと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） これまで部分休業の承認を取得した職員があるかということでございますけれども、これまで下田市役所におきましては、部分休業を取得した職員はございません。

それから、市内の大きな団体への育児休業に対する理解度、あるいは取得の推進等を指導するべきではないかということでございますけれども、それぞれの団体でこの育児休業に対する認識というのはあるかというふうに思っております。それはあるとは思いますが、今後におきましても関係機関と連携を強めながら、この育児休業についての認識を深めていただくような努力をしてまいりたいというふうに思っています。

それから、男性職員の育児休業の取得の問題でございますけれども、確かにこれまで下田市役所におきましては、男性職員が育児休業を取得した例はございませんけれども、この育児休業ということの背景には、先ほども何回も申し上げておりますけれども、子育てということが大きな要因になっております。この子育てというものは、私が申し上げるまでもなく、国づくりあるいはまちづくりの根幹を成す基盤づくりの一番大切なところでございますので、男性職員であろうと女性職員であろうと積極的に取得をするような、そういった環境づくりが必要ではないかというふうに思っておりますので、それに向けまして今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 最後に要望を述べさせていただきたいと思うんですが、この育児休業の開始、最初はすべての人が対象ではなくて、たしか助産師さんだとか、あるいは保健師さんだとか、あるいは保育士の方であるとか、一定のなかなか得がたい人材というようなところから始まって、だれでも適用すると、こういうことになったと思うわけでありまして。そういう意味では、やはり職場の中に保健師にしても女性だけが保健師ということではないと。

男性も当然その職場で働くと、こういう状況になってきているわけですから、市の採用の形態も、そういうような男女がそれぞれみんな新しい豊かな社会をつくっていくと、そういう条件がない限り、この休業法も宙に浮いたものになるということになるのではないかと思いますので、そういうような人事配置も含めて進めていただきたいと要望を申し上げておきます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

9 番。

9 番（増田榮策君） ただいまの議論を聞いていますと、この育児休業をとったときのメリットが、大分私には強調されているような気がするんですが、実際のところ、この育児休業をとっている下田市の市内の例をとれば、恐らく役所が100%とすれば、他の企業はほとんど実施が進んでいないというのが私は現状じゃないかと思うんですね。それはこの法律が制定されても、実際にはこういう役所的なところは組合もあり、かなり法に基づいた遵守するようなちゃんとした職場でございますから、それが実施されるわけでございますが、私は確かに、これは育児休業をとった方についてのメリットと申しますか、それがあるとは思うんですが、使用者側からすれば、必ずしもメリットだけではなくデメリットがあるような気がするんですが、どういうところにデメリットがありますか。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 育児休業をした場合のデメリットというご質問でございますけれども、確かに実態上はかなり業務に精通した職員が育児休業を取得するようなことになれば、それにかわる職員を生み出さなければならないという人事管理上の配慮に苦慮するところがございます。現実問題、中堅職員等が育児休業を取得した場合には、今の下田市におきましては臨時職員という形で採用しているわけでございますけれども、その業務に育児休業を取得した職員と同レベルに達するだけのやはり時間とそれからコスト、そういったものが必要になるという、そういった問題はございます。

ただ、そうは言いましても、大きな視点でとらえれば、それを将来的にさらに上回るだけのメリットが生まれてくるというふうに判断しているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 9 番。

9 番（増田榮策君） 私が言いたいのは、これをとることによってデメリットがあるからというだけを強調しているのではなく、職場の職員の輪と申しますか、仕事の効率または先ほ

ど今課長が言われました時間、コスト、そういうものをやはり考えますと、職員の代替といいますが、そういうものの人的な配置、それから臨時職員の穴埋めに対する配置、こういったものをある程度確立していかないと、このバックアップはできないんじゃないかなと。その点、多少私が心配するところはあるわけですね。

今、この下田市の職員以外に、長期・短期にわたる臨時職員が、かなり多いわけですね。それによってやはり仕事の効率とか責任感といいますか、そういったものが課によってはかなり煩雑なものがありますから、そういう面でデメリットもあるんじゃないかなと考えますけれども、職員と臨時職員との穴埋めを代替するような、何か規約みたいなものはあるんでしょうか。例えば市民課のほうが、例としては市民課が多いとか、土木みたいな建設みたいなところの専門職は臨時は少ないとかという、そういう臨時の多い少ないような配置の偏りみたいのはありますか。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 育児休業を取得することによる職員の輪とか効率、あるいは時間コストの問題等をとらえて、人的なバックアップの確立をすべきという、そういうようなお話でございましたけれども、確かに議員ご指摘のとおり、この育児休業を取得しやすくするためには、そのような体制づくりが非常に重要でございます。先進地におきましては、この育児休業を取得した職員にかわる職員を、任期付きの短時間職員として正式に雇用しているような制度もございます。ただ、残念ながら今の下田市にそのような環境がまだないというふうに認識しておりますので、これは将来的な課題になるであろうというふうには考えております。

臨時職員の配置の偏りがあるかないかというところでございますが、これはご承知のとおり定員適正化計画の中で現業不補充、それから一般事務職におきまして退職後そのままの数を補充していない状況がございますので、大きな影響という形でとらえれば、例えば保育所の現場の職員あるいは幼稚園の職員とか、そういった職員の中で臨時の比率が高まっているというような傾向はございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） 多分にこの制度改正におきまして、今まではすべての対象者が女性であったと。それがこの今議論されている一番心配される、僕は男性がどうやって育児休業

をとるかということなのですが、この法律改正で自主的にとるような、まだまだそんな環境にないと私は思っております。その上で、当局としてどのような利用促進のプランニングがあるか、あればお聞かせをいただきたい。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 男性の職員が育児休業を取得しやすい職場環境、これについてのプランということでございますけれども、具体的なものは今のところはございません。ただ、この育児休業の趣旨というものを職員に十分認識していただくような、そういった働きかけ、配慮はこれから強力に進めなければならないというふうには考えております。ただ、その場合は、当然その職員にかわる業務に支障がないような対応が必要になってまいりますので、あわせてその問題についても検討を重ねながら、今後環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 結局、そういうことが大事なことで、この本当に根本的なところというのは、男女がともに自分の子供に一生懸命に幼児のときにかかわるという理念ですから、女性は現実的に出産する部分で、肉体的にもこれは休暇が必要だというのはわかりますけれども、その休暇も含めて男性が積極的にかかわるのは、これは半強制的にでもやらなければいかんような部分だと私は思っております。企業においてはそういう企業もございますものですから、そういう面も含めてより周知を徹底して、とりやすい環境を積極的にやってください。お願いします。答弁は結構です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

7番。

7番（田坂富代君） 今、皆さんの議論を聞いていて、ちょっと当局の答弁も釈然としないものがちょっとあるものですから、一言言わせていただきたいんですけども、この条例自体は大変よいと思います。市役所の公務員がよくなっていくということは、当然ほかの企業もそれに準じていくという形なので、そういう流れなので、それは大変よいことだと思ってるんですよ。ただ、皆さんも思っておられると思うんです。市民との乖離がすごく大きくなるだろうと。私も条例自体はとていいことなので、いつも思うんですよ。この条例を通すというのは何も問題はない、でも釈然としない思いがある。

そこでどうするかと言ったら、子育て支援をしっかりとやっていくんだという、その姿勢な

んですよ、こういうのを通すときに。それが、いつも足りないなというふうに思っているんです。ですから、そのあたりも、これは条例の審議ですから言うべきことじゃないのは十分承知しているんですけども、何かいつも釈然としない思いがあるので、ここであえて言わせていただきたいんですけども、そういうふうな、こういう条例を通していくということは、その分市民の皆さんにもぜひ子育て支援の部分で私たちは協力していくので、一生懸命当局としてやっていくんだという、そういう思いをぜひ見せてもらいたいと思います。別に答弁は要らないので、以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは、議第16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページ、14ページをお開き願います。

13ページは議案の鏡でございますが、下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙14ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由でございますが、職員の給与の額の減じる割合を見直すためでございます。

ご承知のとおり、下田市特別職等の給与の特例に関する条例につきましては、本市の厳しい財政事情を考慮し、財政健全化を図るための一つの手法といたしまして、市長、副市長、教育長のほか一般職の職員の給与を一定の割合で減額することにつきまして、平成18年3月議会において議決をちょうだいし、市長、副市長及び教育長につきましては、平成18年4月から平成20年7月4日までの間に支給されるべき給与の額を10分の1減じて支給すること。また、職員につきましては昨年の3月議会におきまして、削減率を変更する内容で条例の一部改正を議決いただき、現在に至っているものでございます。

今回提案の改正内容でございますが、職員に現下の厳しい財政事情をご理解いただく中で、平成18年度、平成19年度の2カ年度にわたり独自の給与削減を実施してまいりまして、削減しなかった場合と比較して、両年度で3億円近い影響額といたしますが、削減の効果額を見ることができました。平成20年度の予算編成上におきましても、人件費の圧縮による財源確保が非常に大きな要因を占めるという認識の上に立ちまして、新年度予算編成に向けて職員の理解をいただくため、職員団体と交渉をまいりました。その結果、平成18年度、平成19年度に引き続いて職員給与の独自削減をご理解いただき、妥結に至ったものでございます。

削減の概要、その他条例改正の詳細につきましては、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げますので、説明資料の35ページ、36ページをお開き願います。

35ページは改正前、36ページが改正後でございますが、アンダーラインの引いてあるところが改正箇所でございます。

第4条は、一般職の職員の給与の額の特例を規定しているものでございまして、第4条第1項中において、給与の減額の期間として現行条例上「平成19年4月1日から平成20年3月31日まで」の間と定めているところですが、これを「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に改め、平成20年度におきましても、一般職の職員の給与の額を減額するという特例を継続させていただきたいというものでございます。

給与の額の特例の内容でございますが、第1項の表をご覧ください。平成19年度におきましては、職務の級及び号給が1級1号から1級40号にある者と、2級1号から2級4号にある者、おおむね23歳までの職員が該当しておりまして、これらの職員は100分の5を減じ、その下の欄に記載した号給にある者、これらに該当する職員はおおむね24歳から33歳までの職員ですが、これらの職員は100分の7を減じ、その下の欄に記載の号給にある者、これらはおおむね34歳以上の職員が該当しておりますが、これらの職員は100分の8を減じております。

平成20年度におきましては、地方分権の加速による業務量の増大や職員削減により惹起されます業務密度の高まりに伴う負担による影響の問題、また本市職員のラスパイレス指数が、県内外におきまして依然として最低レベルに位置していること、さらに生活環境を取り巻く厳しい経済動向などを考慮し、一部削減率を緩和する形で見直しを行ったものでございます。具体的には、24歳以上の職員につきまして削減率を100分の7から100分の6へ、また34歳以上の職員について削減率を100分の8から100分の7へ、それぞれ1%ずつ引き下げるものでございます。

第4条第2項は、管理職手当に関する規定でございまして、給料の削減率の引き下げに伴い、管理職手当の減額率も連動し、手当削減率を「100分の8」から「100分の7」へ引き下げるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、14ページの附則でございまして、施行期日につきまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第16号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 議第16号の当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 0分休憩

午前11時10分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第16号の当局の説明は終わっております。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） 1点だけ教えていただきたいんですが、今回のこの改定では、若い職員から幹部職員まで等級を分けて決めているわけです。100分の5が100分の5、100分の7から100分の6、100分の8から100分の7に変わっているわけですが、一般職員の場合は、組合で大体話し合いの妥結をしようと思っただけでも、幹部職員の場合の数字というのは、どのようにして大体決まってしまうのでしょうか、その辺を教えていただきたいんですが。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 今回の減額の区分につきましては、平成19年度の考え方を基本的に受けまして減額率を変更させていただくものでございますけれども、今、増田議員おっしゃいましたように、管理職以外の職員は労働団体の属する職員として組合要求交渉の対象となっております、ご理解をいただくために交渉を進めてまいりました。

管理職につきましては、この削減率についてどういう形で決定したのかということでございますけれども、これはこれまでの削減の経過等を踏まえながら、平成19年度につきましては5%、7%、8%だったんですけれども、それぞれ1%ずつ減じていくという考え方で改

正させていただくというものでございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） これでいきますと、減じられないのは幹部だと思うんですけれども、そうなりますよね。100分の5から100分の5で全く変わっていないというこの区分は、幹部ということになりますよね。

〔発言する者あり〕

9番（増田榮策君） 逆、逆、若い人に。この若い人を中心に幹部が今まで高かったから、ちょっと下がったと。若い人はそのまま、幹部は下がったということですよ。それでいいんですよ。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 今回、23歳までの職員につきましては平成19年度5%ということでございます。また、平成20年度におきましても同じような考え方で、引き続き5%ということですが、これにつきましては、さきの議会で人事院勧告に基づいてご議決していただきましたけれども、若手職員につきましては給与処遇の面で一定の配慮をさせていただいた経過がございますので、その辺を斟酌いたしまして、今回組合交渉の中でもいろいろ議論はございましたけれども、最終的にご理解をいただいて妥結に至ったというものでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 全くとんでもない改正案だと。組合が合意すればいいんだと。こんな提案で納得できるような内容の問題ではないと、私は思うわけでありまして。18年、19年で3億円余の職員の人件費を削減をしたと、こういうことではありますが、この20年のこの案で人件費を幾ら削減することになるのかと。そして、そのことの市内経済への影響はどのように考えているのかと。18年度におきまして29人からの職員がやめ、今年も20人を超える職員がやめると。しかも、係長手前の育ててきた職員が多くやめると。こういう事態をどう考えているのかと。

しかも、先ほど人事院勧告と言いましたけれども、首都圏の代襲措置として公務員の働く賃金はこうあるべきと法律で定められていると。それをこの賀茂郡下でも一番給与体系が悪いと。この状態ではラスパイレスは80そこそこになるんじゃないかと思えます。本来、ラスパイレス指数からいけば下田市の職員も100%に近い、その給与を保障するというのが当然

当局の責務であると、責任だと。3年間もその責任を放棄して、なおそれを続けていこうと。組合が合意したからいいんだと。とんでもないことだと私は思うわけでありませう。そういう認識が当局の中にあるのかわからないのかと。それだけの痛みを職員に与えて、国は自らの失政を職員の給与に、人件費の削減に実施をして予算上のつじつまを合わせると。それで結構だと。こういう当局の姿勢であるとしたら、これはもう大きく批判されなければならない、そういう内容だと思うわけでありませう。

具体的にこの結果、ラスパイレスが幾つになるのか、そしてそのような状態をどのようにして改善をしようとしているのかと。職員の数は、県から国からの仕事がどんどん下田市にもおろされてきて、平成8年時代に351人いた職員は、280あるいは270名の職員になり、給料は下げられると。仕事は増えると。市民要望は大きく出てくる。それにどういう形でこたえようとしているのかと。そういうことになると思うわけでありませう。

まさに人件費とは、役所におきます必要欠くことのできない経費です。そこを削り込んでいくという、しかも3年間もやると。大変な事態だ、とんでもないことだという思いが責任者の中にあるのかどうなのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。当然、ラスパイレス100に向けて、南伊豆町や河津町の職員とせめて同じくらいの給与までに引き上げるという措置を考えながら、当然、こういうものは提案されなければならない、そう思うわけでありませうが、そういう点についてはどういう見解でおられるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 20年度の影響額というご質問の中で、20年度につきましてはカット率が平均6.8%になります。この4月1日現在での予定職員が259人ということで、6.8%のカット率でございまして、金額としましては一般職で申し上げますと約9,800万円、特別職を含めると1億円近い減額効果という形になるわけでありませう。

また、市民経済への影響というご質問でございませうが、この問題に対しましては、市長のほうからも常々職員のほうに市内消費を極力考えた消費行動をとっていただきたいというお願いをしております。当然、可処分所得が減らされるわけですから、消費に回るお金というものが減ってくるのは、これは紛れもないことでありませうけれども、市内経済の振興、活性化のため少しでも職員の理解をいただいて、なるべく市内での消費を心がけるようにということで、また職員のほうにもご理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

一方、退職者の問題につきましては、早期退職者が現実この平成19年度末で21人の職員、派遣職員も含めて予定されておりますけれども、確かに職員が早期に退職するような傾向が

見えることは事実でございます。しかし、これはあくまでもそれぞれの個人的な事情、背景等があるというふうに理解をしておりますので、この市役所の勤務についてどうこうというものではないというふうに理解はしております。

職員給与の水準の問題につきましては、議員ご発言のとおりラスパイレス指数が平成19年度におきまして88.2になっております。平成18年度が85.8でございました。この条例案を通していただけた場合には、ラスパイレス指数は90に近い数字になるのではないかというふうには判断はしております。

この職員の給与独自削減、平成18年度から20年度まで継続しますと3年間でございます。その大変なこれは事態であるというそういう認識、また職員にそういった負担をおかけしているというそういう重いものは、十分受けとめさせていただいております。しかしながら、これは市長も何回も申し上げているとおり、まず財政基盤の確立、揺るぎない財政基盤を確立して初めてさまざまな行政サービスが展開できると、そういう認識の上に立ちましてご理解をいただいているということでございますので、その点ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 職員の給与について担当課長しか答弁をいただけないというのは、大変残念だと思います。なぜ市長の態度が表明できないのかと、こう思わざるを得ないんですけれども、いかがでしょうか。

そして、ラスパイレス指数が85であったものが、この減ずることをやっても90になるというこういうことでありますが、どういうわけでラスパイレスが85から90に上がるのか、むしろ僕は85から下がるんじゃないかと、90に近くなるんじゃないかと思うんですけれども。

〔発言する者あり〕

1番（沢登英信君） 削減率が下がろうと、それを続けていくということは下がるわけですが、もとの数字より下がっているんですから。そこがどうしてそうなるのかと、お尋ねをしたいと思います。勘違いしているわけじゃないです。

そして、やはり職員にこの賀茂郡下の公務員については、やはり地方交付税や等々含めて市民に最低の保障をしていくと、そういう財政の枠組みがあるわけですよ。そういう中でラスパイレスという指数もあって比較もあるわけですから、賀茂郡下でも一番低い給与体系のままで職員を働かせていいんだと、こういうようなことでは当然ないと思うわけです。だ

とすれば、その復元を当然図っていくと。どういう方法で、いつこういうぐあいに図っていく、そういうものとあわせて削減計画というのは当然出されるわけなんですよ。

会社を再建していくことだってそうでしょう、それは。人件費も切るかもしれん。しかし、こういう形で再建をして立ち直らせますよと。当然、人勤で保障されている職員の給与について、その基準に達するところまで努力していくということを、あわせて述べられなければ、そういうものでしょう、人件費というのは。違うんですか、皆さんの見解は。低ければ低いほどいいという、こういうことなのかと。そういうことじゃないと僕は思うわけです。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 沢登議員のご質問、ちょっと僕は答弁のしようがないという感じで、今、聞いていたんですけれども。まずは市内経済への影響、職員の給料をカットすると市内経済への影響があるという発想がちょっとまず理解はできません。それから、ラスパイレスの問題も、カット率を下げれば当然ラスパイレスの数字は上がってくるという理解でいいんじゃないですか。それを反対に考えられていることが、ちょっとよくわからないという部分ですが。

今、総務課長が答弁申し上げましたように、18年から職員の皆さん方に給与のカットをお願いしているというのは、まさに財政基盤の確立というもの、市民サービスの問題を余り下げわけにはいかないという中で、市民のために働いている職員の皆さん方にご協力をお願いして、カットが始まったわけでありまして。それで、今回のことが通れば、今課長が言ったように職員で約1億円、それから当然一部事務組合のほうにも影響してきますので、これが約1,500万、1億1,500万ぐらいの財源の問題が確保できて、いろいろな市民サービスへそれが向けられていく、こういう考え方で職員の皆さん方には何度も労使交渉を繰り返しながらお願いをして妥結を得たのが、今回の提案のカット率、減じる割合ということでございます。

沢登議員は、市の職員を経験されて議員になったわけでありましてけれども、この中でも当時の市長と課長という立場の中でもいろいろ対立する部分がありましたよ、はっきり言うと。要するに、沢登議員が市議員になる前の市の職員としての考え方、それから市長としての考え方、相入れないものがあったわけでありましてけれども。

それはさておき、今の質問に対して私と言えることは、やはり決して市内経済への影響が市の職員のカットによって大変な影響があるというような考え方には、ちょっと納得できないというふうに思います。常に職員に対しては、税金でいただいた給料は、できる限り地元にとすような考え方を一人一人が持っていたいただきたいという思いを持ちながら、いつもお

話をさせていただいているところであります。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 委員会の中でもまた詳しく審議をさせていただくと思いますが、1 億 1,500 万からの人件費を削ったと、このお金は市民サービスのために使うんだと市長はこうおっしゃっております。事実かと。実態は借金をかえすために使っているんでしょう。市民のために使っているんじゃないでしょう、この 1 億 1,500 万は。お金は色が無いと言うかもしれんけれども、実態はそういうことになっているから、市には落ちてこないんです、その金は。1 億 1,500 万の金は市に回っていない。国のほうへ返すだけのお金になっている。そういう状況が市長、見えないんですか。僕は見えるんですよ、そういうぐあいに。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） それは、だから考え方の相違じゃないですか。予算というのは全体的な枠組みの中で、借金を返すものは借金を返す、市民へのサービスにするものはしなければならぬ部分、それから行政としてやっていかなければならぬ、いろんな部分の中で予算編成をするわけでありまして。ですから、いや、あなたがそういうふうに思っていれば、それでいいですよ。私は、そうじゃないということですから。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 1 点だけお聞きしたいと思いますけれども、この職員給与のカットですが、これは 18 年から始まったんですけれども、集中改革プランの中で当初 5 年間にわたり 10% ずつ職員給与をカットするんだというふうなことが、集中改革プランの中で明記されたんですけれども、その後、職員との交渉の中で一度に 5 年間というのは難しいと。単年度ずつ職員と協議しながら削減率、カット率は決めていこうというふうなことで、18 年度は 9.5% ですか、19 年度は 7.7%、この 20 年度は 6.8% ですか。カット率がだんだん少なくなっているというふうなこと、これは職員にとっては喜ばしいことであるとは思いますが、集中改革プランそのもの、18 年のときに決めた集中改革プランでは、5% カットを予定している。それがどんどん減っているというふうな状況は、市長、市としては集中改革プランは十分に機能している、計画どおりになされていると思っているのか、それとも集中改革プラン、現実的に推進して実行していくのはかなり難しいというような判断になっているのか、この辺のところのお考えをお聞かせください。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 集中改革プランとの兼ね合いということが、当然ご質問の中にはあるかと思いますが、我々が今やっている中では、集中改革プラン以上に進んでいる行革もあるんですよ。例えば、定員適正管理という中では、この集中改革プラン以上に今職員の削減ができたという中での人件費の減というものもありますし、また先般ご説明申し上げました繰上償還の関係ができたということで、こういう財源が確保できた、こういう中で職員の皆さんとの話し合いの中で決めさせていただいた削減率ということでご理解をいただくしかない。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 大分、今の市長のご答弁は理解できますけれども、1点だけ、繰上償還を今回なされました。それは下水道の料金の値上げ等々、市民の負担の上に立っているんだということだけは、1点しっかり押さえておいていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） 同じ質問になろうかと思いますが、今の説明で若干落ちませんもので。この集中改革プランの10%カットで人件費の削減に臨んできた部分が、22年まで5年間やっていくと。そこで適正化計画の進捗はどんどんそれ以上に進んでいると。全体の人件費の削減目標から見たら、ほとんどもう、特別に暫定的にパーセント的にカットしなくてもいいぐらいに進んでないかという疑問を持っているんですが、その辺少し説明をお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） ただいまのご質問の中で、いわゆる集中改革プランの、事、人件費にかかる今後の動向、また今の現状等々のご質問でございます。

申しわけございません、今手持ちに具体的な資料、データのものはちょっと持っていないんですけども、今までの市長の答弁にありますとおり、事、集中改革プランの項目については、議員ご承知のとおり百数十項目、具体的には何百という項目があるわけですけども、その中で要するに人件費の見直しといいますか、そういったものが一つの項目になっております。

今の論議というのは、人件費に限ってのお話でございますが、もちろんそれぞれの項目の中にはいわゆる達成が遅れている、例えばの話が、施設の統廃合とかそういったもの見直しとかいろいろ、もろもろの項目の中で、集中改革プランの一つの計画に沿っていえば若干

遅れ気味のものもございますが、事、人件費に限って申し上げますと、それはそれなりに集中改革プラン当初の目標、これは職員の給料カットだけではなくて、先ほど申し上げたとおり職員の定数減というものもその要素の一つになっておりますので、そういった意味では人件費に限って申し上げれば、それなりの削減効果は出てきているというふうに考えております。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） まさにそのとおりで、適正化計画以上に職員が少なくなるということは退職者不補充の観点からいっても仕方なく何人かの採用はされていますけれども、その給与体系が全然異なるわけですよ、給料体系が。極論をしますと1,000万が500万になる、半減すると。その計画上で20人の予定外の退職者がいたら、500万の20人といったら1億円ですよ。それだけの人件費の削減に寄与していると。そうしたら、その部分のカウントというものがある程度配慮されたカット率、そういうものがなされてこうなったという理解もしています。

もう一つ言わせていただいたら、行財政改革の王道というのは、私はキャップ方式率だと思っていますもので、一律の情け容赦のないそういう気持ちというのは必要だと思っています。そのときにこの配慮がなされて、それでなおかつどんどん下がって行って、もう来年あたりはいいんじゃないかと私は思っているんですが、その辺の今、問いかけをしていますもので、とらえ方をひとつ。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 議員が言われるとおり、現在の人件費については定数の予定以上の削減、それから給与のカットの中で大変な額の財源が確保されているということで、今言われているようなことは職員組合の話の中でも十分に協議、また意見交換をしております。本当に大きな金額が確保できたということで、当初は先ほども意見がありましたように、5年間を何とか同じ率で理解をいただきたいを、話し合いの中で1年ごとに交渉しましょうということで、議員も理解をしてくれておりますが、そういう中で定数が予想以上に理解をいただいて少数精鋭での体制で理解をもらっているという中で、今回このような若干の軽減をしたわけでございまして、これが即来年はもうもとへ戻していいんじゃないかということでございますけれども、我々もでき得れば早く戻したいという気持ちは常々持って、話し合いに努めております。

しかし、先ほど来課長また市長が述べておりますように、財源確保、健全化に向けてどう

してももうしばらく職員に理解をしていただきたいということは、単年度交渉の中でも申し述べているところでございます、これはこれでまた20年度の財源確保の状況を見ながら、1年ごとの交渉で決めていきたいなというふうに思っております。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第17号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康増進課長（河井文博君） それでは、議第17号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の15ページをお開きください。

下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、国民健康保険法の一部改正に伴う所要の改正及び字句の整理を行うためでございます。

平成18年6月14日に成立した医療制度改革関連法は、3本の柱から成り立っております。まず1番目に、安心・信頼の医療の確保と予防の重視。これは治療重点の医療から疾病の予防を重点とした保健医療体系へと転換を図り、生活習慣病の予防に重点を置くものでございます。

2つ目として、医療費適正化の総合的な推進でございます。医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、医療費について経済と財政と均衡のとれたものとしていく。このため、糖尿病等の患者や予備軍の減少、平均在院日数の短縮を図るなど、計画的な医療費の適正化対策を推進することでございます。

3つ目として、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現でございます。後期高齢者医療制度を創設し、高齢者と現役世代の負担を明確とし、公平化を図るものでございます。

以上、3つの柱の具体策として生活習慣病予防対策の徹底が図られ、医療保険者に40歳から74歳の被保険者、被扶養者を対象とする内臓脂肪型肥満に着目した健診及び保健指導の実施が義務づけられました。各医療保険者には、実施結果に関するデータ管理が義務づけられます。各医療保険者の実施状況を踏まえ、平成20年度に創設されます後期高齢者医療制度における医療保険者からの支援金の負担額について、10%の範囲内で加算、減算が行われることとなります。これは平成25年度からでございます。実施率の悪い保険者には、支援金に加算されるペナルティーがつけ加えられるというふうになっております。

近年においては、中高年の肥満が増加傾向にあり、内臓に脂肪が蓄積されることにより、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病に伴う人工透析や失明に進展する可能性が非常に高くなります。これら生活習慣病を予防するには、早期に患者予備軍を発見し、保健指導を徹底することが必要となります。そこで、現在、市町村で実施されております老人保健事業にかわりまして、糖尿病等のメタボリックシンドローム予防に関する特定健康診査や特定保健指導について、医療保険者の義務とされたものでございます。

市役所では、これら生活習慣病を予防するため計画を策定し、この計画に合わせて予防事業を実施し、特定健診の実施率を65%、特定保健指導については実施率45%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を10%、27年度までには25%を目標に健診率を引き上げて、市民の健康を保持していこうというものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

資料の37、38ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインが今回改正する箇所となっております。

今回の条例改正は、第6条の出産育児一時金と第7条の葬祭費、第9条の保健事業、第9条に関連した第11条が対象となっております。

それでは、この条例改正、まず第9条がメインでございます。保健事業から説明させていただきます。

さきに説明しましたとおり、医療保険者が特定健診、特定保健指導を実施しなければならなくなったため、第9条の「本市は」の次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、」の文言を加えさせていただき、保健事業を特定健診とそれ以外の事業を明確に分け、改正前の第4号から第7号は特定健診事業に含まれることから、国

保以外の事業を明確にするためこれを削減するものでございます。

また、第8号は「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、「保持増進」の次に「又は保険給付」を加え、4号から7号が削減されたため繰り上がり、第4号とするものでございます。

国保における保険給付とは、病気とかが、出産、死亡に関して給付を行うものでございますが、離島や山村、僻地等、保険給付に必要な診療施設がない地域には、保険者自らが病院等を設置する直営診療施設というものでございますが、医療サービスの提供を行い、国民皆保険体制下における被保険者の医療給付の確保を主たる目的とするもので、保険給付のために必要な事業と言われております。「又は保険給付」を加えたものでございます。

第11条は、第9条において「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を加えたため、第11条から削除したものでございます。

第7条は（葬祭費）で、第1項の次に次の1項を加えるものでございます。「前項の規定にかかわらず、総裁費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。」。

この1項を加えた理由は、他の保険法では資格喪失後3月まで葬祭費を支給できる場合があるため、二重支払い防止のためこの1項を設けました。

第6条は（出産育児一時金）で、「国家公務員等」を削除し、「次条第2項において同じ。」を追加したものです。

理由は、第7条と同じで、他の保険には資格喪失後6月まで出産一時金を支給することができる場合があるため、この文言を加えたものでございます。

それでは、議案件名簿の16ページに戻っていただきまして、附則ですが、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第17号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

非常に簡単な説明でしたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1 番（沢登英信君） 超高齢化社会への対応のためにこの改正が必要だと、幾つかの理由の中の一つに掲げているわけですね。治療から予防に重点を置くんだと、それから医療の適正化を図ると、それからこの超高齢化社会だと。しかもこの問題は、働き盛りの人と高齢者を対立するかのようならえ方で適正化を図ると。こういうことであれば、これは社会の発展と全くそぐわない見解だと私は思うわけです。成人の人でも病気等になって弱いときには、この医療保険が手を貸すと。健康で力のある人も、年をとればだんだん支援が必要になると。若い人が、力のある人がそういう人たちを助けると。そういうことで社会がつくられ、町がつくられていくんだと思うわけです。それをあたかも若者とお年寄りが対立するかのような描き方をするというのは、基本的な理念においておかしいんじゃないかと私は思うわけでありまして、一つの理念として課長はどうお考えなのかお尋ねをまず 1 点したいと思います。

医療の適正化やこの 3 つの点が、どういう点で図られるのかと。条例上は保健事業の基本健診等が削除されて、新しい予防にかわっていくと。しかもこれが、老人保健ですと市が中心になって基本健診等々やってきたと思うんですが、保険者ごとにこれを進めるという形態に変わっていくわけですね。そうなりますと、市民に対する予防の活動は、現状と比較してどういう形態になっていくのか。大変、どうなるのかなというような心配をするわけですが、全く変わりないということであれば、それこそこの理念にそぐわないということになりますし、そういう治療の部分を実態的に切り捨てていく結果になりはしないかというような心配が出てくると思うわけですが、その点をどのようにこの新しい法体系で進めることができているのかと。大分、第何条でしたか、削減をしていますね。とりあえずその点をお尋ねします。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） この法律については、保健指導、予防を保険者が責任を持ってやる、そういうことでございます。ですから、うちのほうで言えば国民健康保険が、被保険者の責任を持って予防に重点を努める、その他の健康保険に入っている方は、健康保険でやってもらう、政府管掌保険に入っている者は政府管掌保険でやってもらうというものが基本となっております。

以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 具体的になっていないのかもしれませんが、大体国保の加入者

が7,500世帯ですね。共済に入っている県の職員や皆さん、それから政府管掌に入っている皆さん、それがどのような世帯の比率になって、今まではどこの保険に加入していようと、老人保健という形で健診や予防の活動に市が責任を持って支援をしていくといいますか、対象にするという仕組みになっていたのが、それがそうならないわけですよ、説明でいえば、共済のほうはどうなんだ、政府管掌のほうはどうなるの、農協に勤めている人はどうなるの、健康診断どうなるのと、こういう問題が生じてくると思うわけです、従来と形態が全然違って来るわけですから。そこの下田市の保健師さんの活動であるとか、市民に対する予防のサービスはどうなるんでしょうかねという、こういう質問なんです。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 先ほど説明しましたように、国民健康保険は国民健康保険でやれということでございます。

対象者がどのようになっているかという、うちのほうの特定健診の対象者が、大体1万2,000人ぐらいというふうに踏まえておまして、国保が40から64歳、これが大体4,670人、65から74が3,330人で約8,000人というふうな形でつかまえております。75歳以上の後期高齢者についてもこれをやるということですので、広域連合のほうからは委託をされて国保のほうでやると。これが4,000人いますので、約1万2,000人というふうにつかまえております。

しかし、この1万2,000人を特定健診、今のところできません。最高でも65%ということでは計画があるんですね、斟酌しますとそのくらいになりますので。当初の1年目については30%を目標に3,600人の人間をやりたいなど、健診をしたいということでございます。基本健診でもそこまではまだいっていないんですが、平成20年度の目標は3,600人を受診するという目標でやるつもりであります。

先ほど言いましたように漏れがあるのではないかと、健診ができない人がいるんじゃないかというようなたしか質問だと思います。その辺については、国のほうで各保険者にきっちりやるというようなことになっておりますので。ただ、例えば被扶養者について、ちょっと問題が今のところあるというんですか、例えば地方公務員の奥さんとか、公務員と言ってはあれかもしれないですけども、健康保険に入っている方が、例えば東京にいて、奥さんがこっちに帰ると、その奥さんの健診はどうするんだというような問題がまだ少し残っているみたいですけども、その辺についてはじきに解決されるんじゃないかと思っておりますけれども、そういう問題が今のところあります、数は少ないと思っておりますけれども。国民健康保険は、とりあえず特定健診1万2,000人ぐらいの対象者がいるというふうにつかまえておりますという

ことであります。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 今のご回答で大体わかりましたけれども。保健師さんについて言えば、老人保健法で全市民を対象に活動してきたと思うわけです。ところが、今度は保険ごとにやるということになると、市の保健師さんは国民健康保険に雇われているわけじゃないですね。保険組合に雇われているわけじゃない。そこら辺の仕組みというのはどういうぐあいになるんだと、こういうことを含めて聞いているんですが、わかりますか。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 確かに健康増進課としましては、保健師は国民健康保険の保健師だとか、健康づくりの保健師だとか、一般の保健師だとか、老人保健の保健師だとかというふうには、うちのほうは考えておりませんで、この保健師は下田市の保健師だというふうに思っております。ですから、今の国のやり方としますと、国民健康保険の保健師を増やせという形で、これはどちらかという国民健康保険、県の組合のほうで、中央会とかそういう大きな団体のほうで言っていることなんです、うちのほうとしては、一応健康づくりの保健師さんは国民健康保険も健康増進課が入る、一緒ですから、そういうことではそういう仕事のやり方がぎくしゃくするということは、課がばらばらになっていますとやりにくいかもしれませんけれども、一応健康増進課の中がみんな一緒になって、国保も健康づくりも係員が一緒になって今やっておりますので、その辺は問題はないと思います。保健師は下田市の保健師というふうにとらえております。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第18号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康増進課長（河井文博君） それでは、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の17ページをお開きください。

下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由は、健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴う所要の改正及び下田市国民健康保険税の算定に係る税率等の改正を行うためでございます。

制度改正の概略を簡単に説明させていただきます。

まず、賦課の変更でございますが、国民健康保険制度は平成18年6月21日、健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成20年4月から後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度が創設されます。この後期高齢者医療制度創設に伴い、国保税の賦課は平成20年度から、国保の被保険者の世帯主とその世帯に属する国保被保険者につき算定した医療給付費と前期高齢者の納付金の額、これを基礎賦課額、また国保の被保険者の世帯主とその世帯に属する介護保険法第9条第2号に規定する2号被保険者につき算定した介護納付金の額、これを介護納付金賦課額に、今回新たに国保の被保険者の世帯主とその世帯に属する国保被保険者につき算定した、後期高齢者支援金と病床転換支援金の額、これを後期高齢者支援金等賦課額の賦課分を合算することになりました。

賦課限度額でございます。また、後期高齢者支援金賦課額が今回新たに新設されたことにより、課税限度額が変更となりました。基礎賦課額限度額は、法定では56万円となっておりますが、19年度の下田市は53万円、20年度は47万円が、今回の改正が43万円。後期高齢者賦課額限度額は新規で、法的には12万円ですが、今回は下田市は10万円。3番の介護納付金賦課額限度額は9万円と同じとなっております。

緩和措置でございます。後期高齢者制度創設に伴う75歳以上の方が、国保から後期高齢者に約3,400人、世帯で1,670世帯が移行することとなります。これらの移行に伴い、新たに負担が生じる者には、現行の賦課と同じぐらいになるような緩和施策を行います。

高額介護合算制度です。新たに高額介護合算制度が創設され、年間を通した金額が一定額を超えた場合に還付される制度となります。

医療費の適正化対策でございます。保健予防事業が義務づけられまして、生活習慣病を中心とした予防事業、特定健診、特定保健指導が義務づけられます。

退職者医療制度です。退職者医療制度が原則廃止となりました。

保険税の徴収制度です。平成19年度までは税額の徴収は普通徴収のみで、口座振替や被保険者が直接銀行等に納付していただきましたが、20年度からは国保についても65歳から74歳までの条件の合った者のみ年金からの天引き、特別徴収となりました。年金からの天引きは既に介護保険で行われており、新たに75歳以上の後期高齢者、国民健康保険についても65歳から74歳の一部の方も特別徴収制度が設けられたものでございます。

窓口払いの緩和措置。70歳から74歳までの一部負担金、病院の窓口払いは、法律では2割負担となっております。ですが、1年間に限って1割負担の緩和措置がとられることになりました。

乳幼児の患者負担の軽減。今までは3歳までの窓口負担は2割でしたが、本年4月から軽減措置が拡大され、6歳まで2割負担となりました。

以上が制度改正の概略でございます。

それでは、下田市国民健康保険税条例の一部改正する条例について説明させていただきます。条例の改正内容につきまして、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。説明資料の39、40ページをご覧ください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインが改正箇所でございます。

税条例の第2条、課税額第1項は、さきに説明したとおり後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、国保税の賦課は以前の基礎賦課額と介護納付金に、新たに後期高齢者支援金が追加されたため、「(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び」を追加し、「以下同じ。)並びに」を「以下同じ。)、後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに」に改められたものです。これは、後期高齢者の支援金等の納付に充てるための課税額でございます。

その下のアンダーラインは、「同法第9条第2号」とあるを、「介護保険法第9条第2号」と改め、第2項は国保の限度額を「53万円」を「43万円」に改め、第3項を第4項に、第3項には「第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額

並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、該当合算額が10万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、10万円とする。」。

後期高齢者の支援金課税額は、従来の課税方法と同じく所得割、資産割、均等割、世帯平等割の4方式の合算額として限度額を10万円と定めるものでございます。

基礎賦課額。第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額ですが、これは後期高齢者支援金に対する条項が追加となったため、条文の整備を行うもので、「及び第11条第1項」を「、第8条及び第21条第1項」と改め、その下にアンダーラインは所得割額が「8.15」だったものを「6.15%」に改めるものでございます。

第4条は、国民健康保険の被保険者に係る資産割額で、資産割税率は、以前「100分の50」だったものを「100分の45」に改めるものでございます。

第5条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額は、以前被保険者1人について「2万2,700円」だったものを「1万7,400円」に改め、次の41ページ、42ページをお開きください、第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額は、1世帯について「2万7,600円」を「2万600円」に改めるものでございます。

次の、第6条から7条の3は、新たに加わった後期高齢者支援金等賦課割額を定めたものでございます。

第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額は、被保険者の基礎控除後の総所得金額に100分の2を乗じて賦課するものとし、第7条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の試算割額は、被保険者に係る当該年度分の固定資産税の土地及び家屋に係る部分の額に100分の5を乗じて賦課するものとし、第2条の2、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等割、被保険者1人につき5,300円と定め、第7条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は、1世帯について6,100円とするものです。

介護納付金。第8条から第9条の3までは、介護納付金課税額で、後期高齢者支援金が追加されたため、2条ずつ繰り下がります。

第6条（介護納付金等課税被保険者に係る所得割額）を第8条とし、2条の3項は介護納付金課税額が後期高齢者支援金等課税額と改めたため、「第2条を第3項」を「第2条を第4項」に改めるものでございます。

第7条、介護納付金課税被保険者に係る試算割額を第9条とし、第8条と同じく「第2条

を第3項」を「第2条を第4項」に改めるものでございます。

第7条の2、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を第9条の2とし、「第2条を第3項」を「第2条を第4項」に改めるものでございます。

第7条の3、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を第9条の3とし、「第2条第3項」を「第2条第4項」に、次の43ページ、第8条の賦課期日を第10条とし、第11条は徴収の方法の規定で、第14条、第18条、第9条等年金からの天引きによる徴収方法、特別徴収が加わったことにより、国民健康保険税徴収の方法は、今までの普通徴収と新たに加わった特別徴収の2つの方法となることとの規定でございます。

第9条、納期を第12条とし、新たに年金からの特別徴収が加わったことにより、国民健康保険税の納期とあったものを、普通徴収の納期に限定し改めたものでございます。

第10条、納税義務の発生消滅等に伴う賦課を第13条とし、改正前の「第13条」税額の軽減を「第23条」とし、第2項の国民健康保険法「第6条（被保険者の適用除外）第1号から第5号」までを「第6条1号から第8号まで」に改め、第4項と第6項も「第6条1号から第8号まで」に改めるものでございます。

第14条からは、健康保険法の一部改正の施行に伴い、平成20年4月より国民健康保険税の特別徴収を実施することとしたことを踏まえ、条文の整備を行うものです。国保から特別徴収される対象者は、世帯内の全員が65歳以上75歳未満の世代の世帯主で、4月1日現在全額18万円以上の老齢等年金の支給を受けている者です。ただし、介護と国保、または介護と後期高齢の保険税の合算額が年金額の2分の1を超える者は、特別徴収の対象者とはなりません。

第14条、特別徴収は、当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払いを受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

第2項、当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収することができる。これは、

老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者の世帯主を特別徴収とするもので、第2項は4月2日から8月1日までの間に納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合にも、特別徴収できることを定めるものでございます。

第15条、特別徴収義務者の指定等は、前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払いをする者（以下「年金保険者」という。）とする。特別徴収義務者を年金給付の支払いをする者、年金保険者と定めるものでございます。

第16条、特別徴収税額の納入の義務等は、前条の年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。年金保険者、すなわち特別徴収義務者は翌月の10日までに納入義務がある旨を定めました。

48ページをお願いします。

第17条、被保険者資格喪失等の場合の通知等は、年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。市長から、被保険者の資格をなくした旨の通知があった場合には、特別徴収義務者、年金保険者の納入義務を負わないものとし、その場合には徴収実績、必要な事項を市長に報告する旨の規定でございます。

第18条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収は、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則第24条の37第1項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

第2項、前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別

徴収の方法によって徴収することができる。

第18条の規定は、前年度特別徴収だった者が、4月以降9月30日までの間に年金が支払われる場合は、国保税を特別徴収として徴収することができるとするものでございます。第2項は、6月1日から9月30日までの間に徴収することが適当でない場合には、状況を勘案して市長が定める額を徴収することができるものとし、第19条、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

（1）第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者は、当該年度の初日から9月30日までの間。

（2）当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者は、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間。

（3）当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者は、当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間。

第19条、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収は、（1）第14条第2項により、特別徴収の方法によって徴収ができなかった者は、当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収となった者は、4月1日から9月30日までの間仮徴収を特別徴収の方法によって徴収するものとし、（2）当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日に特別徴収の被保険者となった者は、当該初日の属する年の6月1日から9月30日までの間仮徴収を特別徴収の方法によって徴収する。（3）当該年度の初日の属する年の前年の12月2日から2月1日に特別徴収の被保険者となった者は、当該初日の属する年の8月1日から9月30日までの間仮徴収を特別徴収の方法によって徴収する。

50ページ。

第20条、普通徴収税額への繰入は、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により、国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこ

ととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては、直ちに普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2項の、特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象被保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において、当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

50ページ、第20条、普通徴収税額への繰入は、特別徴収対象被保険者が年金の支払いを受けなくなったときは、直ちに普通徴収の方法によって徴収するもので、第2項は特別徴収対象被保険者の未納金がある場合には、法第17条の2、過誤納金の充当の規定により充当するものでございます。

第11条、徴収の特例を第21条とし、特別徴収が加わったことにより「普通徴収の方法によって」と限定するため追加するものです。

第12条、徴収の特例に係る税額修正の申出等を第22条とし、第15条を第25条に条文の整備を図るものです。

第13条、税額の軽減の規定ですが、改正前は基本課税額と介護納付金課税額の2つを被保険者均等割、世帯平等割の税額軽減とし、6割の軽減を1号に、4割軽減を2号に分けて軽減しておりましたが、今回、後期高齢者支援金課税額の世帯割、平等割が加わることにより、1号のウ、エ、2号のウ、エが追加されました。また、基礎課税額の限度額を53万円から43万円に、後期高齢者支援金課税額の限度額を新たに10万円とし、介護納付金課税額は9万円と同額となりました。

これらの改正により、第13条を第23条とし、「53万円」を「43万円」に、ウ及びエに後期高齢者支援金等課税からウ及びエに掲げる額を減額していた額（当該減額していた額が10万円を超える場合には、10万円）並びに同条第4項本文を追加し、「ウ及びエ」を「オ及びカ」に改めました。

1号は6割軽減で、アの基礎課税額の均等割額「1万3,620円」とあるを「1万440円」に、イの基礎課税額の平等割額を「1万6,020円」を「1万2,360円」に改め、同号ウを第1条第

2項に規定する世帯主を除く1人について3,180円を追加、同号エを国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額1世帯について3,660円とし、介護の減額分ウをオとし、エをカとするものでございます。

2号は4割の軽減で、基礎課税額アの均等割「9,080円」を「6,960円」に改め、イの世帯別平等割額「1万680円」を「8,240円」とし、ウは国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,120円を追加、エは国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額1世帯について2,440円とするものです。さらに、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額のウをオとし、介護納付金課税額被保険者に係る世帯別平等割額のエをカに改めるものでございます。

第14条、国民健康保険税に関する申告を第24条に改め、第15条、国民健康保険税の納税通知書を第25条とし、第16条、保険税の減免を第26条に、17条、その他を第27条に条文の整備を行うものでございます。

附則の第2項から第4項までの規定、第7項から第9項、第12項及び第14項から第16項までの規定中「第13条」を「第23条」に改めるものでございます。たくさん附則にありますけれども、13条を23条という形に直してあります。

それでは、議案件名簿の22ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 大変細かな説明をしていただいたわけですが、なかなか理解が進まないというのが実態かと思えます。この後期高齢者の国保の支援分の配分をスタートするというのがこの骨子かと思えますが、それぞれの介護分、それから国保分、それから高齢者分とひとつ一覧表にして、わかりやすい形でまた委員会では提出していただきたいと。この条文から列記して記入していけば出てくるということはあるかと思えますけれども、そういう資料の提供をお願いをしておきたいと思えます。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 大変長い説明でございましたが、沢登さんの言うとおり表にしますと非常に簡単になってしまいますので、ぜひ委員会のほうで皆さんにわかりやすいような形で説明させていただきたいと思います。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第19号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第19号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

福祉事務所長（内田裕士君） それでは、議第19号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の23ページをお願いいたします。

下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

本条例改正の提案理由ですが、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う条文の整備を行うものであります。

今回の条例改正は、学校教育法が学校教育の充実のため義務教育の目標を定め、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直す等のための一部改正をしたことに伴い、条文の見直しを行うものでございます。

なお、学校教育法等の一部を改正する法律は、平成19年6月27日に公布されまして、平成19年12月26日に施行されております。

それでは、改正の内容につきましては条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

説明資料の61から62ページをお願いいたします。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分の箇所が今回改正させていただくところがございます。

第2条は、定義に関する規定でございますが、改正前の第1号の乳幼児についての規定は、小学校就学の始期に達するまでの者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条の規定により就学義務の猶予または免除を受けている者を除く。）というものでしたので、学校教育法の条文で第23条が削られ、18条として新たに条文が追加になりましたので、今回の改正により「第23条」を「第18条」に整備するものでございます。

なお、括弧書きについては改正前の学校教育法第22条においては、保護者は満6歳に達した日の翌日以後における学年の初めから満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、その子女を小学校に就学させる義務を負うと規定していますが、同法23条において保護者に対し病弱等により就学義務の猶予または免除が規定されており、例えば満7歳あるいは8歳に達している児童でも、小学校に就学していない場合があり得ることから、このような場合は医療費の助成対象から除くということの規定したものでございます。

改正後の学校教育法第17条は、先ほどの23条と同じような条文でして、23条も18条で同じように病弱等で就学義務の猶予または免除が規定されているものでございます。

それでは、議案件名簿の24ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行させていただくものでございます。

以上で、議第19号 下田市乳幼児医療の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 1点だけ確認をしたいと思いますが、就学猶予されている部分のお子さんについては、他のほうで適用になるのでこれから外れていると、こう理解をしていいですか。どういうわけでこの猶予されている人たちは適用にならないのかという説明をいただきたい。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（内田裕士君） 先ほどの2条の定義でございましたけれども、この乳幼児医療の対象者が小学校就学時前ということで規定してございますので、それだものですから、猶予されている方は、例えば7歳、8歳でも学校へ行っていない方はもしかするとおりますので、そういう形で入れさせてもらったものでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第19号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第20号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康増進課長（河井文博君） それでは、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の25ページをお開きください。

本案件は、下田市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

本条例改正の提案理由については、普通徴収の納期の変更及び保険料率の特例期間の延長をするためであります。

今回の条例改正の目的は2つありまして、1つ目は、介護保険料の普通徴収における仮算定を廃止し、その納期を前年所得の確定後の7月から翌年の2月の8期とすることによりまして、各期の金額を均等としわかりやすくするとともに、事務経費の削減を図ること。2つ目として、平成18年から19年度に実施している介護保険料の激変緩和措置を平成20年度においても継続し、介護保険料の負担増の軽減を図るものでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

説明資料の63ページから64ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線の箇所が今回改正させていただくところでございます。

第6条第1項は、普通徴収に係る納期10期を定めておりますが、その納期のうち、仮算定に係る1期の5月及び2期6月をなくし、3期7月から翌年2月の8期とするものであります。また、期間については右側改正後、記載のとおり統一いたしました。普通徴収の該当者は、第1号被保険者が約8,000人でございます、のうち1,100人、また軽減される事務経費は納付書作成委託料、郵便料等で約60万円を見込んでおります。

第8条は、普通徴収の特例、第9条は、普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等につき定めたものでございますが、いずれも今回仮算定をなくすということでございます。仮算定を行う場合に必要な規定のために、今回仮算定の1期の5月から第2期の6月が不要となったもので、削除いたしました。

それでは、議案件名簿の26ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1項は施行期日についての規定で、平成20年4月1日から施行するとするものでございます。

第2項は、平成20年度における保険料率の特例を定めたもので、平成19年度において行われている保険料率の特例を、平成20年度においても同額で継続することを定めたものです。さきに平成19年政令第365号により平成18年政令第28号の一部が改正され、保険者の判断により平成20年度においても保険料の激変緩和を継続することが可能となりました。対象者は平成17年1月1日現在65歳以上の者で、平成17年度税制改正において65歳以上の者のうち、前年の所得金額が125万円以下の場合の個人の住民税非課税措置が廃止されたことによりまして、本人またはその世帯に属する者の住民税が非課税から課税となり、介護保険料の段階に影響を受けているものでございます。

第2項第1号から第3号までの規定、これは27ページですが、税制改正により保険料が第4段階、世帯のだれかに住民税が課されているが、本人は住民税が非課税の人になった場合の特例であり、その年額保険料が3万8,400円を、それぞれ第1段階及び第2段階からの移行者については3万1,800円、第3段階からの移行者については3万4,900円に据え置くものでございます。

第4号から第7号までの規定は、税制改正により5段階、本人が住民税課税で前年の所得金額が200万円未満の人になった場合の特例であり、その年額保険料4万8,000円を、それぞれ第1段階及び第2段階からの移行者については3万8,400円に、第3段階からの移行者については4万1,400円、第4段階からの移行者については4万4,500円に据え置くものでございます。この軽減措置の継続により1人当たりの年間軽減額は、9,600円から3,500円となっております。その対象者は1,130人、その保険料収入における影響額は約600万円と見込んでおります。

以上で、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質議を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第20号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第21号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第21号につきましてご説明申し上げます。

議案件名簿の28から30ページ、条例関係等説明資料65ページから69ページのほうをご覧をお願いいたします。

議第21号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、下田公園は戦国時代の水軍城址以降、樹生、植栽の入りまじった豊かな植物群、群生するあじさいやツバキなど各種資源を生かした観光スポット、市民の散策や憩いの場、歴史、自然学習の場など幅広い役割を担っている公園で、特にあじさい祭には多くの方が訪れております。公園を訪れた人の心がいやされるよう維持管理するには、常に人の手をかけなければなりません、あじさいの維持管理費用が財政負担になっております。公園のうちあじさいを維持管理している区域をあじさい祭期間中有料とし、その入園料をあじさい園の整備管理費に充てることにより、下田市の財政健全化及び観光資源整備を図ることができます。下田公園のあじさい園を有料施設とすることに伴う所要の改正及び条文の整備を行うためでございます。

資料の65、66ページ。

内容でございますが、第4条の3、有料公園施設の使用につきましては、今回あじさい園に合わせ敷根公園有料施設につきましても条文の整理をさせていただくものでございます。

1項につきましては、使用申請による許可について。2項につきましては、屋内温水プール及び弓道場の専用使用について。3項につきましては、屋内温水プール、弓道場及びあじさい園の入場券もしくは回数券または入園券について。4項につきましては、テニスコート、

温水シャワーの使用について。5項につきましては、条文整理。6項につきましては、専用使用について。7項につきましては、条文の整理をそれぞれ行ったものでございます。

8条につきましては、見出しを「使用料等」に改め、条文中使用料の次に「又は入園料」を加えるものでございます。

第9条につきましては、見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、条文中「使用料」の次に「又は入園料」を加えるものでございます。

19条につきましては、条文中「使用料」の次に「又は入園料」を加えるものでございます。

次ページの別表第1、有料公園施設でございます。有料公園施設を定める条文に変更はございませんが、使用につきまして都市公園名欄に下田公園、有料公園説明欄にあじさい園、備考欄に「あじさい園の区域は、下田公園区域内のうち市長が定める部分とする。」を加えるものでございます。

あじさい園の区域でございますが、次ページの69ページの図面をご覧ください。青い線で囲まれた区域でございます。

別表第2、使用料等でございます。8として下田公園あじさい園入園料、一般（高校生を含む。）1人1回個人200円、団体10人以上は150円、小・中学生1人1回個人は100円、団体50円とするものでございます。

備考1としまして、あじさい園の有料期間については、規則で定めるものでございます。下田市都市公園条例施行規則第3条に、有料公園施設の供用日及び供用時間の定めがございます。ここで供用日をあじさい祭期間中、供用時間を午前8時30分から午後5時30分と定めるものでございます。

備考2としまして、小学生未満の者及び本市に住所を有する者についての入園料は、この表の規定にかかわらず無料とするものでございます。

広報「しもだ」に入場券を数枚印刷する予定であります。市民はこの入場券を切り取って利用していただくか、免許証あるいは保険証等下田市民であることがわかるものを入り口で提示していただくことになります。

備考3は、団体の構成を定めたものでございます。

附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

なお、議第22号 平成20年度下田市一般会計予算のほうでの審議になりますけれども、歳入のほうで14款使用料及び手数料、1項使用料、6目使用料で下田公園のあじさい園入園料としまして一般9,000人、団体9,000人で315万円の入園料を見込んでおります。歳出につき

ましては、5250の都市公園維持管理事業の中で、あじさい園管理としまして入園料徴収の臨時職員賃金、チケット・マップ等の印刷製本費、あじさい園の剪定・植栽の費用、看板設置等の費用等約240万円を予定しております。

初年度であります、予算につきましては抑えて計上しておりますが、Bポイントの整備やあじさい品種の紹介看板、園内の案内看板等により魅力あるあじさい園にし、多くの方に入園をしていただけるように努めなければならないとは考えております。

また、当然ですが、次年度につきましては20年度の実施状況を十分検証し、しっかりと対応していかなければいけないのかなとは考えております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番。

2番（藤井六一君） 委員会で細かな部分についてはやりたいと思います。まず、二、三点伺いたいんですけども、このあじさい園を有料にしようという発想はどこから出たのか、まず1点それを伺います。

それから、入園者1万5,000人ですか、予算を見ますと。で、315万円、経費を引いていくと実質利益75万円。これはあじさい園の整備管理に充てたいということですけども、その使い方をもう少し詳しく。果たしてこれだけのもので何ができるのかなということ。

それから、下田市民は無料と言いますが、河津町や南伊豆町、いろいろな施設の何か交流みたいなことをやっていますね。こういう隣接する町民の方々はどうなるのか、その点。とりあえずそれだけ伺います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 1点目の有料施設の発想でございますが、観光関係者のほうから、あじさい祭の期間中、あじさい祭の協力金を取りたいよというような相談が市の観光サイドのほうにありまして、観光サイドのほうから市の施策会議のほうで提案がありまして、いかなものかということで議論を市の内部でいたしました。その中で、都市公園であるそういった部分で料金となれば、それは都市公園管理である建設課が果たして妥当なのかどうかということをしっかり議論した中ということの議論から発生をしております。その中で、何回か内部で議論させていただきまして、先ほど申し述べましたようにあじさい園、下田

公園も含めてなんですけれども、整備を含めた話ですけれども、人件費がかなりかかるので、それらを財政のためあるいは観光振興のために取るのはいいだろうという方向がありましたので、うちのほうで今回の提案に至ったこととなります。

2点目の整備費用でございますが、大ざっぱには先ほどちょっとご説明したんですけれども、細かい部分につきましては詰めを再度、再度といいますか、具体的な、入り口に例えば有料告知の看板であるとか園の途中にあじさいの紹介看板であるとか、例えば水族館側から入ってきた場合にはメーンのあじさい園は少し先になりますので、それらの紹介とかというのがありますけれども、細かい部分につきましては、今、再度の調整といいますか、観光サイドあるいは建設課サイド等現場を管理しています総務課サイドのほうとも細かい調整は今しております。

3点目の隣町との町民についてどうなんだという、相互交流等も含めてというご意見でございますけれども、今回のあじさい園につきましては、1カ月間あじさい園の祭りの期間中であるということ、あるいは200円、100円とか、その金額が果たして高いのか安いのかとまた議論があるかもしれませんが、そういったことを考えまして、今回につきましては相互交流はこの施設には含めなくてよいだろうという判断をさせていただいております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 観光関係者からの要請といいますか、最初はそういう話だったということなんですけれども、これは、例えばあじさい祭とかそういうイベントに還元していくとか、そうしたことは今の説明の中ではないわけですよ。そうしますと、観光関係者が何を望んでそういう働きかけをしてきたのか、そしてそれに対してどんなお答えができるのか、その辺がちょっとはっきりしないので、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、一般質問でも触れたんですけれども、あじさい園と史跡の関係ですね。あじさい祭になりますと、あじさい園の木の中に入って写真を撮る人たちが大分いるんですよ。ということは、木の中ということは史跡の中に入ってしまっている。それで写真を撮っている。相当荒らされていると思うんですけれども、そうしたことへの対策を何か考えておられるかどうか。

それから、今までのあじさい祭のときの入園者、それに対しての1万5,000人というのはどういう根拠でこういう数字をはじき出されたのか、その点についてもお伺いします。

これからこれを続けていく場合、年々幾らかずつ入園料も入る額も多くなってくるんじゃ

ないかと思えますけれども、もしそうしたことで多くなるようなことがありましたら、それを史跡というんですか、そうしたもののへの整備費にでも回していくお考えがあるのかなのか、その辺も伺いたいと思えます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、観光関係者からどんな内容でこういうことに要望が出されたのかということで、私のほうから、すみませんけれども聞いておりますので。1年前の話でしたけれども、何とか、一番の目的はあじさい祭のお客さんを呼ぶためにあじさいをもっと多くしたい、要するに種類も多く増やしたい、数も増やしたいというようなことで協力金のようなことで取ってもらえないかというような。それはもちろん観光関係者の考え方はあじさいに還元すると、植栽・整備に還元するという目的で、そういうことで来たんですけれども、それでは、正式にやりましょうというようなことでこの条例化になったわけでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 2点目の史跡の中に入って写真等も撮られるのではないかというお話の中で、ちょっと僕も先ほど説明が足りなくて申しわけなかったんですけども、現在、先ほど観光交流課とか、その部分の調整をしていますというお話をしましたけれども、教育委員会ともその史跡を含めてどうすべきかという部分も今調整しております。その中で、今のお話は再度確認しながら詰めたいと思えます。

それから、3点目のあじさい祭の入園者の根拠ですけれども、今、僕のほうでは1万5,000人でなくて1万8,000人で一応推計はしております。その根拠につきましては、なかなか難しい部分があります。私どものほうで実際に1月にこの議論をするときに、6月の祭りのときにアンケート調査あるいは実態調査をさせていただきました。6月16日の土曜日でございますけれども、そのときに3カ所、3カ所につきましては、広場のところと天守台のところと蓮杖碑のところの3カ所なんですけれども、そこにつきまして、ちょっと1日どういう動向をしているのかという調査をしました。そのときの数が2,000人ちょっとでございました。6月16日というのはピークのときだと判断します。それが単純に30日掛ければ6万人になるわけなんですけれども、そうはいかないだろうと。平均して半分が妥当かどうかもちょっとわからないんですけれども、じゃ、1,000人で3万人なのか、いろいろ推計値は難しい部分があるかと思えます。そんな中で、その中には当然市民も含まれているというよう

な部分もあります。あるいは渡し舟をやっていますので、そこでは正確な数字が使えます。渡し舟のところで1万2,000何がしかの渡し舟の利用者があると。では、その他の利用者は何人かという部分の推計の難しさもありますけれども、それらを参考にしながら、かなり予算上は抑えて計上はしてございます。

入園料が整備費以上にあった場合にはどうなのかという、使途でございますけれども、その辺につきましては財政サイド、観光サイド等と調整しなければならないんでしょうけれども、私どもとすると原則的には下田公園のあじさい園が原則で、その次にやれば、それは下田公園全体のことでありますので、それは下田公園全体の整備、おっしゃった史跡のほうにつきましての部分につきましてはどうなのかという部分は議論があるかと思っておりますけれども、史跡のほうの中で教育委員会サイドのほうでも考えがございましょうし、保存の形で、どういう形で方針等予算立てされるのか等の調整も出てこようかと思っておりますけれども、あるいはあじさい祭を含めた観光振興という部分についても、一定の配慮あるいは議論をしなければならないのかなとは考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） どこまでやったらいいのかちょっとわからないので、質問も散漫になって申しわけないんですけれども。渡し舟で舟賃を払って、さらに入園料を払うということになりますと200円が300円になるのか、400円になるのか、入園者には相当な負担になっていくわけなんですけれども、そうした状況の中でこれからおやりになっていくわけですが、今後の見通しについてまず1点伺いたいと思います。

それから、もう1点、これは公園の中のあじさい園という施設を有料にしたわけですよね。下田公園という公園の中のあじさい園という部分を入園有料にしたと。そうしますと、これは適切なことかどうか今ちょっとわからんですけれども、例えば将来的に爪木崎の水仙園を有料にするようなことも考えられるのか考えられないのか、その点を伺います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 1点目の今後の見通しでございますけれども、当然、有料化となれば、一定の入園者が減る危険性はあると思います。ただし、それ以上に一定の整備、あるいはお客さんを呼ぶ努力をすること、さらにその整備が今まで以上に数年続けることによって、トータルの中では私どもとすれば3年くらいは何とか今の状況を維持して、その後は右肩上がりになりたいという形で整備あるいは観光関係者との協力等を踏まえて行っていき

いと考えております。

2点目の問題は、ちょっと僕もどのように答えてよいのか、ちょっと今お答えできないのかなという部分でございます。申しわけありません。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 水仙園の件ですけれども、水仙まつりのほうは駐車料をとっておりまして、それも地元でもまた値上げしたいような意向もありまして、今のところ水仙園のほうはまた入園の仕方がいろんな方向からもありまして、なかなか管理が難しいということで、とりあえず今の段階では水仙園のほうは考えておりません。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありますか。

質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 4分休憩

午後 2時 14分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第21号の質疑を続けます。

質疑はございませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） すみません。今回の条例の部分、この第19条で徴収の不正行為があった場合は、5万円を超えない範囲の料金を科すと。罰則規定のついているような条例なんですが、その市民また来遊客に対する周知は既になされ、なおかつその周知の徹底はどのようにしていくのか、その辺を聞かせていただけますか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 周知の関係ですけれども、観光関係者につきましては観光交流課のほうと協議しながら、観光サイドのほうで周知をさせていただくような段取りをしております。その他の方の一般の方の周知につきましては、どうしても現場での周知ということになりますので、現場に看板といいますか、そういったものの周知を現在考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 一応その辺に関し、もう間に合わないような時間で、私はすごく急に出てきたなという思いがいたします。

そこで、あじさい祭のポスターというのはもう既にでき上がっているんですか、観光課長。二、三日前か、観光課へ行ったらなかったもので、私、目にしてませんが、できているかできていないか。そこにこの料金の有料化ということは明示されているかどうか。

なお、それともう1点は、各旅行業者のエージェンシーに対して十二分の説明がなされて、理解を十二分に得られておるのかどうか、そのところ。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） ポスターのほうはまだ作成しておりません。有料の告知はポスターの中でもしようと思っています。条例が通り次第、エージェンシーのほうは周知していきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） それでは、使用料関係で、入園料、この一般会計の中で示される使用料の245万、あと75万、そこはどこで見たらよいのか。この245万の使用料の使われ道ですが、あじさいの公園整備、看板等とお話しされて200万と言われたんだけど、ここの明細によると100万としか読めないんですが、その辺の整理はどうなっているのかお聞かせください。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 1点目の315万と245万の差のお話につきましては、予算書の中では観光振興のほうの手だてになっております。それから、建設サイドの245万の用途の中では、これは予算絡みの中身になるのかもしれませんが、7節の臨時雇い賃金で42万7,000、11節のほうで印刷製本費で約40万、修繕料のほうで49万、看板類で約100万、料金所を設置する関係で、ハウスといいますか、プレハブハウスを借りますので、それが約10万弱で、合計で240万何がしというような計算でとりあえず予算建てはしております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 最後、お願いします。

10番（大黒孝行君） 実際にあじさいの花の整備というのは、どこで読めばいいのと聞いているの。その原資にして。花の種類を増やすとか何とかということも含めて。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 初年度につきましては、看板類を中心としております。あじさい園の整備は修繕料の中で、先ほど申しました約50万くらいの植栽・剪定等を予定しております。

す。

以上です。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） やはり物事を整理していく、原則そのものをはっきりしていかなくてはいかと私は思うわけです。ここは都市公園法に基づく、下田市の条例に基づく公園であるというぐあいに思いますけれども、都市公園とは何だと。どういうわけで設置がされているのかと。そして、単なる市内にある都市公園と違いまして、魚付林を含めまして、非常に自然公園的な側面を、また史跡公園と言ってもいいような側面も持っている下田公園だと思うわけです。本来管理者として城山公園、下田公園とは市民にとってどういうものであるべきなのかと、どういうものなのかと。こういう点について、まず見解をお尋ねをしたいと。

その原則から考えて、この案がどういうものかということの吟味が、私は必要ではないかと思うわけであります。それで、魅力のあるあじさい園にしていくんだと。そのことが都市公園として市民のためにどういう意味合いを持つのかと。具体的にいえばそういうことにもなるかと思うわけでありますが、ここ3年あるいは5年でも結構ですが、あじさい園の整備に幾らのお金をかけ、どういう整備をされてこられたのかと。そして、何が足らなかったのかという点を2点目にお尋ねをしたい。何が足りないと考えているのかと。

そういう観点から見ますと、下田のあじさい公園は植栽をより一層増やしていくというようなことは、かえってあじさい園をだめにする。下田公園すべてに、あらゆるところにあじさいが植わっていけばいいんだと。こういうような発想、物事の考え方は逆に公園そのものをだめにしてしまうと。大切な下田公園の自然植栽を明らかに破壊をしていくと、こういうことになろうと思うわけです。既に今あるあじさい園においても、史跡との関係でいかななものかと。それらのものが十分に検討されないままに、あじさいの植栽場所がどんどん広がっていくと、こういうことになっていると思うわけです。

そして、かつて振興公社にいるとき建設課でやりましたけれども、日本一のあじさい園にしていくのにどうしていったらいいんだと、こういうことが検討されています。むしろこの下田のあじさいはほかのところと違って、強剪定をして腰の高さぐらいにしていればいいということではなくて、大変大きく育てていると。1つの株を大きく育てて、景色と一緒に見せる場所をつくると。そういうことが必要だと。もう一方では、斜面として遠景からきっちりながめさせる、そういうスポットをつくっていくと。こういうことが必要だということ

が言われてきているわけです。そういうことから言えば、むしろ今あるあじさいをある程度少なくして、株を大きく育てるところ、斜面全体をあじさいで覆うところ、そしてまた休憩して散策する、写真が撮れるところと、こういうきっちりした計画に基づいて進めていくことが必要であろうかと思えます。

出されている案でいきますと、3カ所から入ると。すべて公園の沿路のすべてがほとんどこの網羅をします。こういう形になっているわけですから、まさにどこから入っても、向こうの志多ヶ浦の海中水族館のほうから入っていったら、これはあじさいないよと、どうなってるのと。こうなれば、そのあたりももっと植えなさいと。すべて公園をあじさいで埋め尽くすのかと。しかも多くのあじさいと言いましても、下田公園にふさわしいあじさい、よく育つあじさいと一生懸命植えても枯れてしまうあじさい、生き物であるからそういうものが、植生があるわけです。何年もそういうことで苦労して現在に至っているわけですから、ただ単純に種類さえ増やせばいいというようなことではなく、きっちりとした専門的な知識を含めてどうしていくかを、計画を納得する、それぞれの部署の人が納得するようなものをつくって進めていくということが必要だと。

それが急遽こんなものが出てくるなんていうのは、全く論外ではないかと。都市公園という本来の目的に照らせば、全くの論外だと。しかも、当初の案は公園全体ではなくて、あじさいのある天守閣から下の部分だけに限ってそういうことも検討しようかと、こういうことであれば、それは一定の議論の対象になるかもしれんけど、城山公園一定の期間とはいえ、公園自身を全くあじさいで埋め尽くしてしまい、観光関係の一方的な場所として提供するというのはいかがなものかと。

そして、この案でいきますと、実態からいけば志多ヶ浦のほうからも入れますし、海上保安庁のほうからもこの地域に入っていけると、こういうことにもなっていると思うわけです。基本的に315万ですか、収益が上がって200万の費用をかけると言いましても、修繕費約49万等であじさいを植えるんだと、こういう計画のようですが、それらのどう整備するかという計画がなくて予算だけあるなんて、こんなとぼけた計画は私はないんじゃないかと思うんです。どういう種類のあじさいを、どこに、どういうぐあいに植えるのかと、そういう図面を出すべきです、こういう計画であれば。全く練れていない計画だと。315万を手に入れるためにつくった計画なのかなと、こう疑問を持つわけですがけれども、そういう疑問にどう答えられるのか、とりあえずお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） ちょっと質問の内容が多くて、答弁漏れがありましたら指摘をしていただきたいと思いますけれども、基本的な都市公園をどのように認識しているのかという部分につきましては、その考え方につきましては議員も私も同じだと思います。市民の憩いの場である、その部分が同じようなポイント、いやしを求める自然公園あるいは歴史公園、冒頭の中でお話した部分については、私も同感に思っております。その中で、当然どうしても維持管理の部分が出てきますので、今回の提案ということでご理解をお願いしたいと思います。

その間、ここ数年では公園の整備、どれだけの投資をしてきたのかという部分につきましては、大部分が維持管理、整備というよりも今の状態を維持していく部分のための人の手をかけるという部分が多い部分です。ただ、観光協会のほうであじさい祭に合わせて毎年60万ほどの補植といいますが、そういった部分の手は加えてきましたという報告は受けております。

もう1点、最近では天守台付近の沿路が崩壊しましたので、その部分につきましては記憶の中で申しわけないんですけれども、三百何万円かの工事費を投資させていただいて、その辺の修繕はしてきたというような形になろうかと思っております。

史跡との関係、その他もろもろの関係につきましては、現在、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、あり方につきまして調整をしております。本来であれば議員さんの言うように、もっと早くに史跡も含めてその他もろもろ含めて下田公園のあり方をしっかり絵にして計画を立てて、その中で今回のこういった議論があるべきではないかというご指摘につきましては、ちょっと私のほうも後手を踏んでいるのかなという反省はしております。

今回のことをきっかけに、今、遅ればせながらでございますけれども、それぞれの関係部局のまず現場担当者から入っておりますけれども、現場担当者でまずどういうふうにかというご指摘も含めて、保安林公園も含めて今やっております。それを詰めまして、市のほうの検討委員会、下田公園の整備の委員会があるんですけれども、なかなかその実態、なかなかその活動がされていなかった部分がありますけれども、その委員会にも諮ってしっかりしたものの中で、今後行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 公園についての認識が私と一緒にであると。大変そういう意味では議論がしやすい、ありがたいなと思います。そうであれば、やはり市民の大きな財産、こういう

思いが旧町や町内の方にもあろうかと思えます。この条例が通って後、史跡との調整をするということではなくて、当然それは先にそういう調整があって、この下田公園をどのように市民のために提供し、また観光の用にも適用していくかと。こういうことの市民的な議論があって一定の計画ができた後に、この有料化というのは当然出されてくるべきものだと思うわけです。検討が不十分だと。これは、そういう意味ではその点をどう考えているのかと。課長のご意見ですと今からしていくということですから、検討不十分だと、こういう言葉はそのとおりじゃないかもしれんけども、意味合いはそのようにとらせてもらうけども、どうかと。

それから、今の答弁の中で、観光協会のほうが毎年60万ほど出して植栽をしていると、こういうことではありますが、どういう種類のあじさいをどこに植えているのかと。自分の理解ですと、今までの私の、振興公社の事務局長としての経験ですと、60万もの金をかけて植栽をしたというようなちょっと記憶がないものですから、それで毎年60万、60万もやっていったら、それはもう公園中あじさいだらけになってしまうと。そんな公園があるかということになるんじゃないかと思えますし、この今の計画から見ると、大変そういうことを心配せざるを得ないような状態にあると思うわけです。

入り口すべてからあじさい公園だと言って、入ったところにあじさいがなければ植えなさいよと、こういうことにならざると得ないと思うわけです。そのことはまさに下田公園を一方的な考えで、ある意味では自然公園として破壊をしていくと、こういうことになりはしないかと。史跡公園としての下田公園を考慮していないと。また、大変手をつけられない魚付林等もあって大変貴重な植栽植物もあるということで、既に教育委員会ではそういう資料やパンフまでつくって市民に配布しているわけですね。そういうことがどのように考慮されているのかと。

私はむしろ城山公園、下田公園にあります古い株の多い部分は抜いて、大きな鉢植えにして下田市内のポイントポイントにそれらのものを飾ると。市全体であじさい祭を応援をしていくと。下田の駅におりたら、どこにでもあるような小さなあじさいではなくて、大変立派な大きな木になっているあじさいがあったと。下田でなければ見れないと。あるいは下田の港湾、海と一緒になければ写真が撮れないと。ここでしか撮れないような写真があると。こういうようなことこそが大変必要なことであるんだろうと思うわけです。

そこで料金を取るなんていうことではなくて、一般的にはむしろ駐車場を整備し、駐車料をいただくというのが、整備の費用を捻出するにしても、そういう方向というのが多いんで

はないかと思うわけです。それを、入園料という形で、城山公園そのものをすべてがあじさい園だと、このような理解というのはまずいんじゃないかと、ぜひ改めていただきたいと思えますし、よく上野公園、子供を上野の動物園へ連れていくということもあろうかと思うんですけれども、そういう形態とは全く内容が違うんじゃないかと思うわけです、状況がね。こんな形で公園をある一時期有料にして、そこの整備の費用に充てているという実態が、特に一般論としてではなくて、あじさいを通じてそういう都市公園をやっているというようなところがあるかどうかなのか、全国的にですね、お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） あじさいの植栽につきましては、当然史跡その他自然林を含めて全体のバランスを当然考慮しながら考えてはおるといえますが、いきたいといえますが、そういうつもりであります。協会がどこにというお話につきまして、私どものほうは広場の正面ということで受けていますけれども、時にはちょっと過植であったりして、現場の者がちょっと移植をしたりするというところもあるということは報告を受けています。それに合わせて目立つところに、ちょっと抜けた場合に植えていますよという報告をいただいております。

それから、今回の下田市のような例というのは、なかなか県下ではございません。全国的にといえますが、神奈川のほうに梅林公園というのが、湯河原に梅の宴の期間だけ1カ月ちょっとくらいですか、そのときだけそういった公園としている部分が1カ所ございました。ほかにも全国で探せばあるのかもしれませんが、近いところではそういったところがございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） あじさいの関係、当初役所の中でも考えたあれは、一部という考え方がありました。その案をご提案するというか、実際にあじさい祭の運営は下田市民実行委員会、あじさい園運営委員会、観光協会とか商工会議所とか料飲組合とか商店会とか、市民の方々が運営を行っているわけですね。この中でお諮りをしたところ、全面的に反対という意見が出ました。それは、今のところ駐車場がない関係で、渡し舟を使ってお客様を運ぶ手法が、大変多くのお客様を送る手段ということになっておりますので、その関係上、何回もお客さんからお金を取る手法というのがなじまない。やはりもてなしの気持ちということであれば、渡し舟も入れて駐車場料金も含んであじさいを見る、総合的な中で1回で済ませたい

というのが全員の総意ということで、我々のところに話しに来られました。それで、急遽我々も役所の中で政策会議を開きまして、やはり運営をしてくださる市民の方々の考え方がそうであれば、やっぱり我々もその意向のほうへ重点を置くべきだろうという政策会議の中で、今回、このような仕組みになったわけでありまして。

沢登議員がおっしゃるように、志多ヶ浦からも上がるじゃないか、海上保安部のほうからも上がるじゃないかと言っても、あんな道を知っているのは市民しかいないですよ。あじさい祭をわざわざ見に来る観光客が、志多ヶ浦の水族館の駐車場からあんな急勾配のところを上がっていくなんていうことは考えられません。それから保安部のところだって、市民だって知らない道を、観光客があそこから入っていくなんていうことはあり得ないだろうと。万が一それがあつたとしても、それはもうしょうがないよということで、通常、今まで使われている鵜島と連杖台とそれから水族館の駐車場へとめて上がっていくお客様がいらっしゃいますので、この辺からは観光客のスタイルとしてとらせていこうと。

やはり一番大きな問題点というのは、舟に乗るときに100円取る、それからまた上へ行ってからあじさい見たいよと言ったって200円取る、また下りてきて舟に乗って帰るといったらまた100円取る、こんな仕組みは絶対だめだというような方々の意見を我々も取り入れて、今回こういうような形にさせていただきました。

あじさいのいろんなこれから植栽をしていく中で、沢登議員はある程度もう抜いてやるべきだということも言われましたけれども、私どもも教育長も含めて現地を担当しております職員からも、あじさいのやはり剪定の仕方とか、一番上へ行きますと、顔よりか大きいようなあじさいがありますよね。あれはやはり観光客が大変感動する部分であります。それから、連杖台から下に来たときに、アナベルというアメリカあじさいがあるんですけども、あれもやはり神奈川の開成町のあじさい園へ行きますと、アナベルがもう物すごい感動をお客様から受けているんですね。ですから、そういうものをやはり増やしていこうよというような話し合いの中で、今回、こういう原資ができれば、そういうようなお客様が感動してもらえるようなあじさいの仕組みをやっていこうと。

それから、町なかにやはり小さな鉢植えじゃなくて、もっと大きなものというものは、もう数年前からその仕組みはやらさせていただきますし、また今年も商店街のほうでは自らガクあじさい、ヤマあじさいという種類を大きな鉢に植えてある程度の苗で飾ろうというような動きも出ていますので、少しずつ今年からのあじさいも変わってくると、こんなふうな理解をしております。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 関連して市長にお尋ねしたいんですが、市民の運営委員会の中で何カ所から取るのはまずいよということの、今話いただいたわけですが、そうしますと、渡し舟等は無料でやるということですか。その200円しかとらないと、そういう理解をしていいんですか。

それともう1点、海上保安庁やそこら辺のところからは、確かに市長が言うように市民ぐらいしか上らないということかもしれませんが、志多ヶ浦のほうから上るといふ部分のところは、むしろこれはあじさいというようなことよりも、ウバメガシの葉っぱが出てくるときに大変きれいな葉っぱが出てくると。あるいはあの部分のところにはランの種類の大変珍しいものもあるというようなことが、教育委員会の資料でも記されているところですよ。そういうところは上っていったら、何これ、あじさいもないねと。こんなことになれば評判を落とすような結果になるんだらうと思うんです。こちらも入り口だよというようなことになればですね。そういう全体のことをやはり検討していく必要が、僕はあるんじゃないかと思うんです。もう一度手をつけたらなかなか自然は戻らないということと、一度有料してやったら、改めればよいというような問題では、これはないんじゃないかと思うんです。十分に十分検討して進めるべき内容を含んでいるものじゃないかと、こういうぐあいに思うわけですが、海中水族館からのほうの上り口の入り口というのは、そういう点からいってもいかがなものかと、こう思うわけです。どうでしょう。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） まず1点、渡し舟の関係につきましては、このあじさい実行委員会の中に渡し舟部会というのがありますので、この辺で料金との関係は、今言ったお客様に不快感を与えないような料金の問題と回収システムは考えるということで、まだ現在幾らもらうとかただにするとか、そんなお話は出てないと思います。ただ、案とすれば、聞いたのは最初に1回、もう乗るときに、舟を使う方は舟代と入園料を合わせていただくような仕組みを考えたいと。それで1回ですね。自分で歩いてくるとかタクシーで来て、例えば鵜島のほうから上るときには、もうこれは入園料だけと。そういうような仕組みをいろいろ考えているみたいですので、まだこれは決定してからじゃないと、そういうこの議会でご承認をただいてからじゃないと、そういう案づくりもできないし周知もできないということで、その後の問題点にならうというふうに思います。

それから、志多ヶ浦というのは、向こうですよ、循環道路のほうから上がってくる部分

のところをよく志多ヶ浦と言うんですけれども、このあれは、水族館の反対側の道路側から上がってくる、あじさいが植えられているところですね。ずっと回ってお茶ヶ崎のほうへ抜けるような道の……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） はい、ですから、今でもバス会社の仕組みによっては、あそこへとめてあそこから歩かせているという仕組みですから、この仕組みは変わらないと思います。あじさいを見るためにそこから上って行って、天守台のほうまで行って、下にはおりないでまたそこから戻ってきてしまうというような仕組みとか、あるいは下まで行って鶴島のほうへおりてもらって、そこにバスが回っていくとか、こういう仕組みをとっていますので、現実には今言ったウバメのあるほうから上るといのは、あじさいなんか植わっていませんから、観光客がそこから上るといスタイルは全く考えられないということで、今回の案になっているということです。

今言った志多ヶ浦といのは、例の椿園のあるほうじゃないですか。あそこからあじさいのために上る観光客といのはないですよ。ですから、そういう考え方で行かせていただきたいという。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

11番。

11番（土屋誠司君） 入場者ですが、1万8,000人という先ほどありましたけれども、実際に今までのピークで日量2,000人ということだと、1カ月間で6万人、そんなには来ないと思いますし、半分にしても3万人とすると、その約6割ぐらいいしか入らないということで、それだけ、だから1万人の、市民がどれだけあるかわからないけど、2割は減るわけですよ、有料にしたことによって。より公園といのか、下田へお客さんに来てもらうには、より多く来てもらうんだけど、これだと制限して減ってくると思うんですよ。その辺はどう考えているのかということと、あと最近、この一、二年、あそこにはイノシシが昼間でも出没するといいますが、その辺は対策はどうなっているのか、その2点を伺います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 1点目の入園者につきましては、かなり抑えては見ておりますけれども、先ほどもお話ししましたように、有料化になることによって減となる可能性はありますけれども、そこは何とかこの二、三年はしのぎたいと。下田公園をより魅力的にして、少しでも今まで以上のお客を来ていただくようにというふうには考えております。

2点目のイノシシ対策につきましては非常に難しく、下田公園に限らずどこもそうなんですけれども、なかなかちょっと、正直な話、抜本的な対策がなかなかとりづらい部分がありまして、効果的な方法は何かと言われましても、現時点では一番皆さんが利用されるのは、おりを置いてという部分が一番、近場ではそういう形になるんですけれども、ちょっと現段階でそれ以上の対策というのは、ちょっと私のほうもないのが実情でございます。何か、逆によいアイデアがあれば試したいとか、いろいろ議論はしてみたいとは思いますが、申しわけありません、そういう状況でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 下田市に観光客というか、人を大きく引き寄せるためには、大きい施策の上で必要なことだと思うけれども、有料化によって減るということは全体が疲弊していくということだと思います。ですから、有料化によって減るところを二、三年かけて魅力あるように作りかえるんじゃなくて、まずわずか300万ですから、この300万をまず1年目投資して、2年目にこうしたから有料化する、そういう方向に持っていったほうがいいんじゃないですか。今の状態でいきなり有料では減るばかりで、この評判を落としたり、もう絶対人は来なくなりますよ。だから、1回これだけかけて有料にしますよというような、1年前に公告して来年からやるというほうがいいんじゃないですか。どうでしょうかね。

それと、イノシシですけれども、これは今イノシシがどこでもですけれども、昔は夜しか出てこなかったけれども、今は昼間あちこち出ていますよね。去年の委員会にしたって、北高のプールへ行ったら、昼間あのところを走ってるんですよ。だから、もし観光客でも来てけがでもしたらイノシシは大変なことに、その辺もやはり何か考えてほしいです。どうですか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 1点目の評判を落とさないようにというのは、一般質問でも出ました椎の木等の照葉樹の間伐といいますか、そのことによってかなり景観上のよいものがつくられるという部分も、僕もそのように感じていますので、それら等いろんなことの中で含めて、魅力あるものをつくれるのかなというふうには考えております。それらも含めて何とか踏ん張りたいと思っております。

2点目のイノシシにつきましては、随時現場の状況を把握しながらという部分でしか、ちょっと今の段階では申しわけありませんけれども、お答えができません。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） すみません、1 点だけ言いたいことがあるので。

今回のこの条例改正案というのは、本当に観光サイドからあじさい祭を何とかしたい、何とかしなければという思いで出てきたと思うんですよ。この議論を見ていると、ほとんど建設課長が答えています。建設課長は本当は嫌だ嫌だというふうなことだというふうに、僕は伺っていたんですよ。これは、観光課長が答えなければいけないんじゃないですか。観光課長が観光に対する思いをどうするんだということを言わなければ、それがこの議論だと思いますよ。本当にこれ観光ために、あじさい祭をどうするかということでこの問題が出てきたんだから、そのことについてのご回答をお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 観光課長は何でしゃべらないのかということです。観光のほうは最初にお答えしたとおり、観光サイドからお願いした、これは声が出て有料化になったということを重々承知しております。このあじさい、私の知っている限りは下田南高が建つときにあじさいがあって、それをもったいないということで町の有志が公園に植えたという歴史があるあじさいでありますので、何とか守っていきたい。それにはやはり整備するお金も必要だということで今回の条例化になったわけでございますので、私がしゃべらなくて申しわけないんですけども、思いは私が一番ありますので、その辺ご理解願いたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 5 4 分散会